

平成25年度に係る定期監査の結果に対する措置状況

第1 監査結果の報告

平成25年度に係る定期監査の結果については、平成26年9月2日に議会、知事及び関係のある委員会等に報告（平成26年9月2日付け北海道公報第2612号で公表）した。

なお、報告に当たっては、定期監査結果のほか、必要があるとして行った随時監査の結果も合わせて報告したことから、次の監査の結果に基づき講じた措置に随時監査の結果に基づき講じた措置も含めている。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 一般会計及び特別会計

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置																								
<p>1 公金の着服等を行っていたもの</p> <p>《指摘事項》 捜査用報償費の執行において、情報提供と関係のない個人的な飲食に使用したり、情報提供の相手方が支払った飲食代を自ら支払ったとすることなどにより、捜査用報償費の領得^{注1}等をしているものが、平成22年度から平成25年度までの期間において、2部局で計42件、25万8,465円あった。</p> <p>① 情報提供と関係のない個人的な飲食に使用しているもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(部局名)</th> <th style="text-align: left;">(事項数)</th> <th style="text-align: left;">(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央警察署</td> <td>3件</td> <td>26,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 情報提供の相手方が支払った飲食代を自らが支払ったとしているもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(部局名)</th> <th style="text-align: left;">(事項数)</th> <th style="text-align: left;">(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央警察署</td> <td>10件</td> <td>92,540円</td> </tr> <tr> <td>旭川方面本部</td> <td>2件</td> <td>17,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 情報提供の相手方を偽るなど、関係書類に虚偽記載を行ったもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(部局名)</th> <th style="text-align: left;">(事項数)</th> <th style="text-align: left;">(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央警察署</td> <td>17件</td> <td>74,080円</td> </tr> <tr> <td>旭川方面本部</td> <td>10件</td> <td>48,645円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 領得とは、自己または第三者のものとする目的で、他人の財物を不法に取得すること。</p> <p>2 旭川方面本部については、随時監査の結果によるものである。</p>	(部局名)	(事項数)	(金額)	中央警察署	3件	26,000円	(部局名)	(事項数)	(金額)	中央警察署	10件	92,540円	旭川方面本部	2件	17,200円	(部局名)	(事項数)	(金額)	中央警察署	17件	74,080円	旭川方面本部	10件	48,645円	<p>捜査用報償費の執行に当たっては、公金意識を再徹底するための指導・教養を実施するとともに、業務管理の徹底を図るなど、再発防止に努めます。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)																							
中央警察署	3件	26,000円																							
(部局名)	(事項数)	(金額)																							
中央警察署	10件	92,540円																							
旭川方面本部	2件	17,200円																							
(部局名)	(事項数)	(金額)																							
中央警察署	17件	74,080円																							
旭川方面本部	10件	48,645円																							
<p>2 不適切な会計処理を行っていたもの</p> <p>《指摘事項》 (1) 物品購入、役務の提供等に係る代金について、平成23年度から平成25年度までの期間に、契約の相手方から提出された請求書によらず、職員が作成した請求書により支出しているものが、27件、349万2,397円、私費により支払っているものなどが、35件、98万245円、計62件、447万2,642円の不適切な事務処理が</p>	<p>物品購入、役務の提供等に係る支出に当たっては、契約締結分などの定期的な支払分及び物品購入等の随時支払発生分ごとに業務実施及び購入月日等を記載・入力する「支出等状況一覧表」を作成し、支払い漏れ等が発生しないよう状況把握するとともに、決裁権者を含む担当者以</p>																								

<p>あった。</p> <p>なお、この不適切な事務処理に係る監査は継続して実施しているところであるが、不適切な事務処理の態様や件数及び金額等を勘案し、一旦、現時点において判明している状況をもって、部局に対して是正、改善を求めるものである。 (総務部)</p>	<p>外の者も確認できるよう月毎又は必要の都度所属内で回付することとし、また、相手方から受理する請求書については、請求月日の記載を依頼するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、未払いとなっているものについては、支出の処理をしました。</p>																														
<p>(2) 道及び道等が負担金を交付する団体等により共催されたフォーラムの終了後に、交流会を開催するに当たり、外部講師の会費、3名分、9,000円を免除することとして、その会費を上記フォーラム共催団体に印刷製本費名目により、支払わせているものがあった。 (総合政策部)</p>	<p>外部機関との共催事業等の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、費用の負担方法等について関係者間で十分協議を行うなど、適正な事務処理に努めます。</p>																														
<p>(3) 物品購入、役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成22年度から平成25年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費で支払っているものなどが、129件、244万4,109円、決定書の作成を行っているものの、支出が遅延しているものなどが、231件、800万5,935円、4部局で計360件、1,045万44円の不適切な事務処理があった。</p> <p>① 私費払いなど</p> <table border="1" data-bbox="255 1108 853 1288"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂川高等学校</td> <td>43件</td> <td>762,112円</td> </tr> <tr> <td>網走桂陽高等学校</td> <td>29件</td> <td>260,851円</td> </tr> <tr> <td>鷹栖養護学校</td> <td>54件</td> <td>1,407,706円</td> </tr> <tr> <td>紋別養護学校</td> <td>3件</td> <td>13,440円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 支払遅延など</p> <table border="1" data-bbox="255 1321 853 1500"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂川高等学校</td> <td>126件</td> <td>1,686,021円</td> </tr> <tr> <td>網走桂陽高等学校</td> <td>59件</td> <td>3,795,951円</td> </tr> <tr> <td>鷹栖養護学校</td> <td>36件</td> <td>1,013,024円</td> </tr> <tr> <td>紋別養護学校</td> <td>10件</td> <td>1,510,939円</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	砂川高等学校	43件	762,112円	網走桂陽高等学校	29件	260,851円	鷹栖養護学校	54件	1,407,706円	紋別養護学校	3件	13,440円	(部局名)	(事項数)	(金額)	砂川高等学校	126件	1,686,021円	網走桂陽高等学校	59件	3,795,951円	鷹栖養護学校	36件	1,013,024円	紋別養護学校	10件	1,510,939円	<p>物品購入、役務の提供等の契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、契約事務の進捗状況の確認など内部牽制の徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)																													
砂川高等学校	43件	762,112円																													
網走桂陽高等学校	29件	260,851円																													
鷹栖養護学校	54件	1,407,706円																													
紋別養護学校	3件	13,440円																													
(部局名)	(事項数)	(金額)																													
砂川高等学校	126件	1,686,021円																													
網走桂陽高等学校	59件	3,795,951円																													
鷹栖養護学校	36件	1,013,024円																													
紋別養護学校	10件	1,510,939円																													
<p>3 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの</p>																															
<p>《指摘事項》 収入未済額が1億円以上となっているもの 【道税収入】</p> <p>道税収入においては、「道税確保特別対策本部」を設置し収入確保に取り組んでおり、特に個人道民税、自動車税を重点税目とし、個人道民税については、道と市町村による共同催告の実施や共同訪問徴収などの実施、自動車税については、幹部職員による企業訪問、コンビニ納税、預貯金・給与・動産等の積極的な差押えを実施するなど徴収対策の強化に努め、インターネット公売の活用や市町村との合同公売会を開催するなどしたこともあり、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、</p>	<p>道税の収入未済については、特に収入未済額が多額となっている個人道民税と自動車税について、重点的に徴収強化を図るなどして、道税収入の確保に努めます。</p> <p>具体的には、個人道民税については、特別徴収の完全指定に向けた取組の推進をはじめ、市町村などへの道職員の派遣、道と市町村による共同催告の実施や共同徴収の強化のほか、徴収嘱託の対象市町村を拡充するなど、市町村との連携に一層努めます。</p>																														

<p>その額は多額となっている状況にある。</p> <p>道税は、自主財源の根幹であり、税込確保はもとより、適正、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、これまで以上に、自主納税の促進と滞納の実態に即した、適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> <p>(総務部)</p>	<p>また、自動車税については、納税催告を効果的に行うほか、預貯金や給与等の差押えを徹底するとともに、高額・悪質な滞納者に対する滞納処分を一層強化するなど、厳正な姿勢で滞納整理に取り組みます。</p> <p>なお、新たな収入未済の発生防止についても、引き続き、道税広報の充実強化や納期内納税の推進に努めます。</p>
<p>【税外諸収入】</p> <p>ア 母子福祉資金貸付金収入等</p> <p>母子・寡婦・遺児・看護職員等に対する貸付金に係る貸付金収入及び児童保護措置費徴収金などについては、依然として収入未済額が多額となっており、特に一部の収入金においては徴収管理を行う上で重要な帳票である滞納整理票を作成していないもの、文書や電話による催告が行われていないものなど滞納整理事務が十分に行われているとは認められないことから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> <p>(保健福祉部)</p>	<p>母子福祉貸付金収入等の収入未済については、過年度未収金の一部について外部委託を実施するなどの取組を進めてきたところですが、収入未済額が多額であることから、徴収強化月間を設けての滞納者への督促、戸別訪問、口座振替による納入の推進や支払能力に応じた分割納入の措置、連帯保証人等を含めた滞納者の周辺調査などの取組を強化するとともに、総合振興局及び振興局において、担当職員に対する事務指導や改善に向けた意見交換などを行うなどして、収入未済額の解消と収入未済の発生防止に努めます。</p>
<p>イ 中小企業高度化資金貸付金収入等</p> <p>中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、延滞債権に係る管理回収業務の債権回収会社への委託などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> <p>(経済部)</p>	<p>中小企業高度化資金貸付金等の収入未済については、従来の収入の確保の取組に加え、平成21年度から、債権管理回収業務を専門的知識やノウハウを有する債権回収会社に委託し、収入未済の解消に努めているところです。</p> <p>また、新規貸付に際しては、連帯保証意思の確認のための本人面談や契約の公正証書化を行い、延滞先以外の貸付先についても、新たな収入未済の発生を防ぐため、経営診断や専門的なアドバイザーの派遣による経営改善に向けた助言を行うなどの取組を積極的に推進しているところです。</p> <p>今後とも関係団体などとの連携を密にして、なお一層の収入の確保と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p>
<p>ウ 林業・木材産業改善資金貸付金収入等</p> <p>林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、延滞債権に係る管理回収業務の債権回収会社への委託などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> <p>(水産林務部)</p>	<p>林業・木材産業改善資金の収入未済については、平成20年4月に策定した「林業・木材産業改善資金債権保全等に係る事務取扱要領」により、滞納者の状況を滞納の実態に応じて7区分に類型化し、区分ごとの対応方針を決めて、集中的に直接訪問による催告や文書催告等を行うとともに、貸付審査基準の強化により、新たな収入未済の発生の抑制を図る等の</p>

	<p>取組を行っているところです。</p> <p>また、平成25年度からは回収業務の一部を債権回収業者に委託しており、なお一層の収入未済額の解消に努めます。</p> <p>特用林産物振興資金貸付金の収入未済額については引き続き、面談や文書、電話による催告を行うなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保に努めます。</p>
<p>エ 道営住宅使用料収入等</p> <p>道営住宅使用料収入等については、収納強化月間を設定して行う訪問徴収や退去者に係る未収金収納業務の外部委託などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> <p>(建設部)</p>	<p>道営住宅使用料等の収入未済については、電話による納付の奨励や督促、催告状による指導を徹底することにより、特に現年度分使用料の収納確保を図るほか、夜間臨戸訪問や滞納者の勤務先訪問等による納付指導を重点的に実施する収納強化月間を設けるなど収納強化対策に取り組めます。</p> <p>また、高額・悪質滞納者に対しては、住宅明渡請求訴訟等の法的措置により、滞納の実態に応じた適切な措置を講じます。</p> <p>さらに、退去後の所在が不明なため、収納が困難となっている退去者に係る家賃等の収納業務を、民間の債権管理回収会社に委託するなど、過年度分の収入未済額の縮減を図るほか、道営住宅、駐車場の使用権原喪失等に伴う不法占有により発生する損害金についても、回収に向けた取組を強化します。</p> <p>このほか、生活保護受給者に対する代理納付の実施や口座振替の利用促進なども盛り込んだ収納強化実施計画を策定し、総合振興局及び振興局や指定管理者を招集する各種会議等を通じて周知徹底を図るほか、職員の法的知識や応接技術の向上を目的とした滞納整理研修会を開催するなど、収入未済額の縮減に向けた取組を行い、収入の確保に努めます。</p>
<p>オ 土地区画整理事業資金貸付金収入</p> <p>土地区画整理事業資金貸付金収入については、債務者や連帯保証人に対する訪問による催告などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。</p> <p>(建設部)</p>	<p>土地区画整理事業資金貸付金の収入未済については、引き続き債務者や連帯保証人に対する催告や資産調査を継続するほか、認可庁（釧路市）の組合経営改善に向けた取組を促すことにより、収入確保に努めます。</p>
<p>カ 公立高等学校奨学資金貸付金収入等</p> <p>公立高等学校奨学資金貸付金に係る貸付収入並びに公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金に係る返還金については、借受者への文書による催告のほか、連帯保証人への催告などにも取り組んでいるが、依然と</p>	<p>公立高等学校奨学資金貸付金に係る貸付収入等の収入未済については、借受者への文書による催告のほか、連帯保証人への催告など、これまでの取組に加え、より一層の収納促進を図り、収納目標の</p>

<p>して収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> <p>(教育庁)</p>	<p>達成に向けた対策を進め、引き続き収入の確保に努めます。</p>
<p>キ 放置違反金収入</p> <p>放置違反金収入については、電話などによる催告のほか、預貯金や動産の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、担当職員の増員や時差勤務、日曜勤務の実施など徴収体制の強化に取り組んだこともあり、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> <p>(警察本部)</p>	<p>放置違反金収入の収入未済については、訪問徴収や電話による催告、預貯金の差押えを主体とした滞納処分の執行や徴収体制の強化など従前からの取組に加え、新たに住民基本台帳ネットワークサービスを活用して滞納処分の迅速化を進めるなど収入確保に努めているところであり、今後も、収入未済の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p>
<p>《指導事項》 収入未済額が1,000万円以上となっているもの 【税外諸収入】 ア 農業改良資金貸付金収入等</p> <p>農業改良資金貸付金に係る貸付収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、収納に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、引き続き、収入未済額の解消に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>(農政部)</p>	<p>農業改良資金貸付金収入等の収入未済については、借受者や連帯保証人に対し、訪問や文書等による催告や現状のヒアリングのほか、不動産等の資力調査等を実施し、不動産担保の設定を行い、一部売却され、償還されていますが、引き続き、延滞解消に向け関係機関と連携を取りながら、借受者等の現状を踏まえた文書や訪問等による効果的な催促などにより、収入の確保に努めます。</p>
<p>イ 堤塘使用料収入</p> <p>堤塘使用料収入については、滞納整理事務に係る研修による職員の徴収技術向上などに取り組む、収入未済額が減少したところであるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> <p>(建設部)</p>	<p>堤塘使用料の収入未済については、引き続き各建設管理部に対して、各種会議等の機会を通じて、滞納整理事務に係る研修を行うとともに、滞納の実態に応じた滞納者への対応方針と処理計画の策定を行うよう指導します。</p> <p>また、各建設管理部の滞納整理の事務処理状況を毎月の報告により把握し、滞納者ごとの対応方針や処理計画について、各建設管理部へ指導、助言を行います。</p> <p>さらには、各建設管理部の事務処理状況を検証し、その結果で得られた様々な工夫や効果的・効率的な手法を他の建設管理部に情報提供することなどにより、職員個々の滞納整理事務に対する知識の向上と実効性ある滞納整理の推進を図り、収入未済金の解消と新たな収入未済金の発生防止に努め、引き続き収入の確保に努めます。</p>

<p>ウ 高等学校授業料収入 高等学校授業料収入については、教育局及び道立学校において未納対策事務取扱要領に基づく催告を行うほか、未納者の状況確認などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。 (教育庁)</p>	<p>高等学校授業料収入の収入未済については、支払督促後においても、未納者に係る債権管理について授業料等債権管理票を作成の上、電話や文書による定期的な催告や現地調査による所在不明者の居住地の追跡を行うなど、引き続き、滞納の実態に応じて、収入の確保に努めます。</p>
<p>4 経済性、効率性及び有効性の観点から是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>(1) 予算に係る事項</p>	
<p>《指摘事項》 国の母子保健医療対策等総合支援事業の財源を活用した北海道特定不妊治療費補助金において、国の実施要綱では同一人については2年度目以後の助成は年2回を上限としているが、平成24年度の予算管理を適切に行わなかったことに起因し、配当予算が不足したため、平成24年度内に申請されたものの一部を平成25年度に受理したのものとして交付決定するよう総合振興局等に指示したことにより、平成25年度執行分のうち、28件が一年度内の助成回数上限を超えたため国庫補助事業の対象外となり、159万2,810円の国庫補助金を受けることができなかった。 (保健福祉部)</p>	<p>北海道特定不妊治療費補助金の予算の管理に当たっては、随時、申請状況等を確認して必要な予算額を確保するとともに、補助金交付事務については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) 支出に係る事項</p>	
<p>ア 共済費</p>	
<p>《指摘事項》 地方公務員等共済組合法に基づく短期（医療費等）及び長期（年金）給付等に係る共済費の執行において、負担すべき金額を毎月、共済組合に払い込まなければならないこと、また、支払いは概算払をすることができることとされているところ、特段の理由もなく毎月払いを行わず、数ヶ月分をまとめて概算払しているが、毎月払いすることにより、1回の支払いに必要な資金の額を少なくできることから、資金調達による利息を軽減できるものが、422万5,000円相当あった。 (総務部)</p>	<p>共済費の概算払に当たっては、適切な支払時期を検討した結果、平成26年7月から毎月払いとしました。</p>
<p>イ 旅費</p>	
<p>《指導事項》 旅費の執行において、用務の日程が確定する前の段階で旅行命令を発し、確定後、出発日を変更する必要が生じ、航空券の取消手数料等が発生したことから、不経済な支出となっているものが、1件、5,460円あった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>旅費の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、経済的な執行となるよう、適切な事務処理に努めます。</p>

<p>ウ 需用費</p>	
<p>《指導事項》 (ア) コピー用紙の購入において、総合振興局の総務課では各課の依頼を取りまとめて定時見積等により購入事務を行っているが、特段の理由がないのに当該課から直接発注・購入したため、不経済な支出となっているものが、2万5,924円相当あった。(胆振総合振興局)</p>	<p>コピー用紙の購入に当たっては、経済的な購入となるよう、計画的な購入事務を行い、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 需用費の執行において、振興局で使用する封筒の印刷は、各課の依頼を取りまとめて定時見積により発注しているが、一部の課等について取りまとめを行わず、個別の定時見積により印刷を発注していることから、不経済な支出となっているものが、2件、2万475円相当あった。(留萌振興局)</p>	<p>需用費の執行に当たっては、経済的な購入となるよう、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 印刷製本費の執行において、自主作成が可能かどうか十分に検討することなく、印刷物を発注したことから、不経済な支出となっているものが、2件、2万110円あった。(札幌北陵高等学校)</p>	<p>印刷製本費の執行に当たっては、自主作成が可能かどうか十分に検討し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 需用費の執行において、人事異動に伴う机上札の変更を行うに当たり、パソコン等での自主作成が可能であるにもかかわらず、外部に発注したことから、不経済な支出となっているものが、1件、1万500円あった。(留萌振興局)</p>	<p>需用費の執行に当たっては、自主作成が可能であるかなど検討の上、経済的な執行となるよう、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>エ 役務費</p>	
<p>《指摘事項》 役務費の執行において、故障車両等のレッカー搬送に当たり、必要以上の距離を搬送したため、不経済な支出となっているものが、2件、22万4,235円あった。(旭川方面本部)</p>	<p>車両のレッカー搬送に当たっては、その必要性や搬送距離の妥当性を十分検討し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (ア) 役務費の執行において、冬期間に庁舎水道管の水抜き作業を行わなかったことから水道管が凍結し、解氷を行う必要が生じたため不経済な支出となっているものが、1件、2万6,250円あった。(上川総合振興局)</p>	<p>庁舎の管理に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p>
<p>(イ) 役務費の執行において、緊急性がないにもかかわらず、緊急時連絡用の携帯電話を使用してインターネットを利用したことから、不経済な支出となっているものが、2件、8,820円あった。(石狩振興局)</p>	<p>緊急時連絡用の携帯電話の使用に当たっては、災害発生時等の緊急性を考慮した配備であることを十分認識の上、適切な使用に努めます。</p>
<p>オ 委託料</p>	

<p>《指摘事項》 委託料の概算払については、提出された事業計画書や資金収支計画書などを勘案し適期に支出を行う必要があるが、委託事業の進捗状況や実際の資金需要などを把握せずに概算払いを行ったことから、受託事業者において多額の遊休資金が生じているものがあった。 当該案件は、前年度監査における指導事項と同様な案件であり、改善が図られていなかった。 (保健福祉部)</p>	<p>委託料の概算払いに当たっては、月別実績報告書等により委託事業の進捗状況を把握し、資金需要について十分検討の上、適期に支出するなど、適切な事務処理に努めます。</p>									
<p>カ 使用料及び賃借料</p>										
<p>《指導事項》 日本放送協会との放送受信契約において、同一敷地内に設置した受信機の放送受信料については、原則、1件を除外した残りのそれぞれについて、その半額を減じて支払う契約とすることが可能であったが、これを行わなかったため、放送受信料が不経済となっているものが、2部局で2件、1万4,160円あった。</p> <table border="1" data-bbox="252 898 847 1003"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釧路総合振興局</td> <td>1件</td> <td>7,080円</td> </tr> <tr> <td>帯広高等技術専門学院</td> <td>1件</td> <td>7,080円</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	釧路総合振興局	1件	7,080円	帯広高等技術専門学院	1件	7,080円	<p>日本放送協会の放送受信料の支出に当たっては、関係法令等に基づき適切な事務処理を行うとともに、関係規約等を十分確認の上、経済的な執行に努めます。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)								
釧路総合振興局	1件	7,080円								
帯広高等技術専門学院	1件	7,080円								
<p>キ その他の支出</p>										
<p>《指摘事項》 (7) 社会福祉法人等に対する法人道民税の課税において、当該法人が収益事業を行っている場合であっても、その所得の100分の90以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業等に充てている場合は、法人道民税を課することができないが、この非課税要件を確認することなく税額を決定し徴収したことから、当該税額を還付することに伴い、本来、必要のない還付加算金等を支出しているものが、124件、90万8,000円あった。 (総務部)</p>	<p>社会福祉法人等に対する法人道民税の課税に当たっては、適切な事務処理の徹底について総合振興局、振興局及び札幌道税事務所へ通知するとともに、「社会福祉法人等に係る法人道民税の非課税判定の手引き」を策定し具体的な取扱方法を定めるなどの改善策を講じました。</p>									
<p>(4) 堤塘使用料の徴収において、誤った金額で調定し使用料を徴収したことや、道の管理する河川敷地でないにもかかわらず、誤って占用を許可し使用料を徴収したことから、誤納金の還付に当たり、本来必要のない還付加算金を支出しているものが、2件、7万1,033円あった。 (空知総合振興局)</p>	<p>河川敷地の占用許可及び堤塘使用料の徴収に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、許可申請の審査、期間の更新等あるいは調定に際しては内容・金額等を十分に確認するなど、適正な事務処理に努めます。</p>									
<p>(3) 契約に係る事項</p>										
<p>ア 委託契約</p>										
<p>《指摘事項》 業務委託に係る予定価格の積算において、積算基準で定めた一般管理費率等を、特段の理由もなくすべて最高値を用いて積算したことか</p>	<p>委託料の積算に当たっては、関係通達等による積算方法により、適正な事務処理に努めるとともに、最低値以外の率を</p>									

<p>ら、契約金額が割高となっているものが、1件、6万5,100円、予定価格が過大となっているものが、1件、45万9,900円あった。 (根室振興局)</p>	<p>用いて積算する場合には、その理由を明確にします。</p>
<p>《指導事項》 (7) 釧路管内道立特別支援学校校舎等日常清掃業務契約において、大規模改修工事に伴う内部改修等により、一定期間について清掃を実施しない箇所があるにもかかわらず、当該清掃面積を控除した契約変更の事務処理を行わなかったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、3万8,028円あった。 (釧路教育局)</p>	<p>契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、契約の定めのない事項が生じた際、契約業者と協議を行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 放射線モニタリング総合サイトに係る保守・運用委託業務の執行において、翻訳の回数を12回としていたが6回で業務を完了し、実績業務量が積算業務量を大幅に下回っているものがあった。 (経済部)</p>	<p>放射線モニタリング総合サイトに係る保守・運用委託業務の執行に当たっては、サイト更新における翻訳の実績を踏まえ、適切な積算に努めます。</p>
<p>(4) 埋蔵文化財情報発信等委託業務の執行において、文化財が埋蔵されている土地データの入力箇所を475箇所としていたが125箇所ですべて業務を完了し、実績業務量が積算業務量を大幅に下回っているものがあった。 (教育庁)</p>	<p>埋蔵文化財情報発信等委託業務の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、これまでの実績業務量を踏まえるなど、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(1) 消防用設備等点検業務委託において、総合点検及び機器点検で自動火災報知設備に不良機器がある報告を受託者から受けていたが長期間補修の措置をとっておらず、委託に係る成果を活用していないものがあった。 (美幌高等学校)</p>	<p>消防用設備等点検業務の点検報告の活用には、補修を要するものは早期改善を図り、学校施設の適切な管理に努めます。</p>
<p>《検討事項》 (7) 情報システムの運用・保守管理委託業務の執行において、実績報告書等に記載された業務時間数が、積算時間数を大幅に下回っているものや実績報告書に業務時間数が記載されていないため、実績業務量の把握が困難なもの、予め業務量を見積もることが困難な緊急点検業務についても総価契約としているものなどがあることから、適切な積算方法や実績業務量の把握方法、単価契約の可否等について、検討を行う必要がある。 (総合政策部)</p>	<p>情報システムの運用・保守管理委託業務の執行に当たっては、業務委託の稼働状況の的確な把握や、委託内容の妥当性を検討し、情報システムの最適化に努めます。</p>
<p>(4) 庁舎等警備業務委託の執行において、有人警備業務は開庁日の職員勤務時間外及び週休日等に、訓練生や行政財産使用許可を受けた者が庁舎を使用する際の庁舎管理を行うことを目的として実施しているが、庁舎を使用していないため有人警備の必要のない日についても業務が行われていることから、委託業務の適切な執行方法等について検討を行う必要がある。 (経済部)</p>	<p>庁舎等警備業務委託の執行に当たっては、週休日等における有人警備を実施する日数について、過去の実績を基に精査し、適切な日数設定とするよう各高等技術専門学院に通知するとともに、全道学院・障害校庶務課担当者会議において、周知徹底を図りました。</p>

<p>イ その他の契約</p>	
<p>《指摘事項》 複写機の再リース契約に係る基本料金の予定価格において、当初契約額の10分の1から12分の1程度の契約事例について市場調査することなく積算したことから、平成24年度から平成25年度までの契約金額が17万6,520円相当割高となっていた。 (釧路総合振興局)</p>	<p>複写機の再リース契約に係る予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、市場調査を行った上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 財産に係る事項</p>	
<p>公有財産</p>	
<p>《指導事項》 庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、所在する市町村に対して購入の意志を確認するとともに、大規模画地を戸建用に分筆した売却などに取り組んでいるが、さらに売却等の処分の促進を図る必要がある。 ・平成25年度処分面積 (公宅跡地売却等) 257,917㎡ ・平成26年3月末 未利用地面積 2,643,369㎡ (総務部)</p>	<p>未利用地のうち、利用見込みのない土地の処分に当たっては、これまで、民間有識者等からの意見を踏まえ、さまざまな取組を進めてきたところです。 今後も引き続き、効果的な売却推進策を執り進めるとともに、建物付き売却等も含めて、購買者ニーズに即応した情報提供に努め、一般競争入札等による成約率の向上を図るなど、遊休資産の処分促進に努めます。</p>
<p>(5) 工事(技術)に係る事項</p>	
<p>ア 設計</p>	
<p>《指導事項》 (7) 林道改良工事において、切土部の法面保護工の設計に当たり、岩質の法面については、人力施工による植生マット工で設計し、レキ質の法面については、人力施工による張芝工で設計していたが、それぞれを機械施工による客土注入マット工と有機材種子散布工とすることにより、経済的な設計が可能であることから、設計金額が過大となっていた。 (空知総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、施工内容を十分に確認するとともに、効率的・経済的な方法を検討し採用するよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p>
<p>(4) 道路改良工事において、下層路盤及び凍上抑制層の設計に当たり、路盤構成は転圧層数と材料の単価の差を比較検討して決定しなければならないが、これを行っておらず、凍上抑制層厚を減らして下層路盤厚を増やすことにより経済的な設計が可能であることから、設計金額が過大となっていた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、路盤の転圧層数と材料との経済比較を行い、路盤構成を決定するよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p>
<p>(5) 治山工事において、法面工の実施に当たり、本体工事と植生工を分離し、植生工発注までに長期間を要する場合は、植生工の施工時期、</p>	<p>法面工の実施に当たっては、施工時期や土質の状態を検討し、植生工の実施までに長期間を要する場合は、現場状況を</p>

<p>土質の状態等の検討を行い、必要に応じて埋戻し部分の植生やシートによる保護など、法面の安定を保つための対策を行うべきところ、これを行わず、ひと冬を経過したため、法面の一部に降雨や融雪水などによる侵食が発生しているものがあった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>的確に把握し、必要に応じて埋戻し部分に植生やシートで保護するなど、法面の安定を保つための対策を行い、法面侵食や崩壊の防止に努めます。 また、法面の一部に発生した侵食については、当地区で発注済みの法面工を含む工事で、侵食部分の補修を設計変更により対応し、法面の安定化を行いました。</p>
<p>イ 積算</p>	
<p>《指導事項》 (7) 放射線防護空調設備工事において、放射線防護用フィルターの設計単価を見積りにより策定するに当たり、類似品の見積価格から査定を行う場合は、査定に用いる類似品見積価格は最低価格の見積書のものとするところとされているが、類似品についての十分な検討を行わず、二番目に低い価格の見積書のものを用いて査定率を決定していた。(建設部)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算基準等に基づき、類似品を用いた査定による適切な設計単価の策定を行うよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(4) 農道整備工事において、防雪柵基礎ブロックの積算に当たり、全数を工場製品として積算していたが、現場打ちコンクリート基礎とすることで経済的な積算が可能であることから、設計金額が過大となっていた。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>防雪柵基礎ブロックの積算に当たっては、施工条件を十分検討した上で、経済的な積算を行うよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p>
<p>ウ 施工</p>	
<p>《指導事項》 (7) 道路整備工事において、コンクリート擁壁の防寒囲いに使用するわく組足場の設置に当たり、足場から作業員が墜落するおそれのある箇所には、高さ15cm以上の幅木等を設置しなければならないが、一部に設置しておらず足場の安全管理が適切でなかった。 (後志総合振興局)</p>	<p>工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理を十分に行うよう関係職員及び受注者を指導し、適切な施工に努めます。 なお、指導された箇所については、速やかに幅木等を設置して、是正しました。</p>
<p>(4) 治山工事及び砂防工事において、コンクリート構造物の施工に使用する足場の設置に当たり、足場から作業員が墜落するおそれのある箇所には、高さ15cm以上の幅木又は85cm以上の手すり及び中さん等を設置しなければならないが、一部に設置しておらず足場の安全管理が適切でなかった。(胆振総合振興局)</p>	<p>工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理を十分に行うよう関係職員及び受注者を指導し、適切な施工に努めます。 なお、指導された箇所については、速やかに幅木等を設置して、是正しました。</p>
<p>(7) 治山工事等において、コンクリート構造物の施工に使用する足場の設置に当たり、足場から作業員が墜落するおそれのある箇所には、高さ15cm以上の幅木又は85cm以上の手すり及び中さん等を設置しなければならないが、一部に設置しておらず足場の安全管理が適切でなかった。(オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理を十分に行うよう関係職員及び受注者を指導し、適切な施工に努めます。</p>

<p>エ その他</p>	
<p>《指摘事項》 農道工事において、盛土部の法面保護工の設計に当たり、一部の法面で植生基材吹付工を選定していたが、現場から発生したすき取り土を処分せず使用することが可能であったことから、設計金額が257万2,500円過大となり、契約金額が186万2,700円割高となっていた。 (留萌振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、建設副産物適正処理マニュアル及び関係法令等に基づいた設計となるよう関係職員を指導し、適正な設計に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (7) 道路整備工事において、護岸工に用いるふとんかご等の設計に当たり、中詰め材を購入した割栗石で積算していたが、現場から発生し中間処理施設で処分することとしていた既設擁壁のコンクリート塊を利用することが可能であったことから、設計金額が過大となっていた。 (後志総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、建設副産物適正処理マニュアル及び関係法令等に基づいた設計となるよう関係職員を指導し、適正な設計に努めます。</p>
<p>(4) 河川改修工事において、建設発生土については、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、建設管理部内での利用を積極的に行い、建設管理部内で調整できないものは、国等の機関で構成する地域建設副産物対策連絡協議会での利用の調整を図ることとされているが、大量の残土が発生するにもかかわらず事前に土質試験をしていなかったため、利用可能な土質でありながら協議会での利用調整を行わずに民地へ残土処分しており、建設発生土の処理が適切でなかった。 (上川総合振興局)</p>	<p>河川改修工事で発生する建設発生土の利用調整に当たっては、事前の地質調査等により利用の可能性を十分検討するとともに、建設副産物適正処理マニュアル等に基づき、適切な利用調整等を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 道路改良工事において、建設発生土については、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、建設管理部内での利用を積極的に行い、建設管理部内で調整できないものは、国等の機関で構成する地域建設副産物対策連絡協議会での利用の調整を図ることとされているが、これを行わずに処分場に残土処理しており、建設発生土の処理が適切でなかった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>道路改良工事で発生する建設発生土の利用調整に当たっては、建設副産物適正処理マニュアル等に基づき、適切な利用調整等を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>5 法規性の視点から是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>(1) 予算に係る事項</p>	
<p>《指摘事項》 警報付ポケット線量計等の購入において、備品購入費で購入決定をした後、入札の結果、取得価格が2万円未満となった場合には、支出科目を需用費に変更することとされているが、備品購入費により執行しているものが、90台、103万50円あった。 (総務部)</p>	<p>予算の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>《指導事項》 公宅街路灯撤去工事において、街路灯を撤去する場合には、工事請負費で予算執行することとされているが、需用費により執行しているものが、1件、2万8,770円あった。（出納局）</p>	<p>予算の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、施工内容を十分確認するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) 収入に係る事項</p>	
<p>《指摘事項》 ア 物品の処分において、売払い及び廃棄を行う場合は、収入すべき売払決定と支出すべき廃棄に係る役務費の執行決定をそれぞれの総額について決定することが原則とされており、例外的に売払収入と廃棄に係る役務費を相殺した額により売払決定又は役務費の執行決定を行う場合は、その適否や契約内容などを十分に検討した上で行う必要があるが、これを十分に検討することなく、売払決定と廃棄に係る役務費の執行決定を併せて行い、契約代金の相殺について明確な規定のない契約を締結し、収入4万9,310円と支出4万7,355円を相殺した金額、1,955円を収入として調定しているものがあった。（東京事務所）</p>	<p>物品の処分に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 公法上の債権である児童保護措置費徴収金において、消滅時効が完成しているにもかかわらず、払込金を収納しているものが、3件、12万3,600円あった。（空知総合振興局）</p>	<p>児童保護措置費徴収金の収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、消滅時効が完成している債権については、不納欠損の整理を行い、払込金は還付の処理をしました。</p>
<p>ウ 海岸保全区域内等の占用許可に伴う占用料について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しない場合には、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものや、30日を超えて督促状を発付しているものがあった。 また、納付義務者が督促状の指定期限までに完納しない場合など、延滞金等が発生したときは、滞納整理票を作成し、当該事実を記載しておくこととされているが、これを行っていないものや消滅時効が完成しているにもかかわらず、不納欠損の整理がされていないものなど、適切な債権管理を行っていないものがあった。（胆振総合振興局）</p>	<p>海岸保全区域内等の占用許可に伴う占用料の徴収、債権管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、督促状が未発付のものや、不納欠損の整理を行っていないものについては、事務処理を行いました。</p>
<p>エ 海外派遣職員給与費補てん金収入については、納入通知書を発した日の属する年度の会計年度としなければならないが、平成25年度に納入通知書を発したにもかかわらず、平成24年度の会計年度としたものなどが、2件、1,279万9,686円あった。（教育庁）</p>	<p>海外派遣職員給与費補てん金収入に係る会計年度所属区分に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>オ 道立学校の入学料については、北海道立学校条例に定める金額を北海道収入証紙で納付</p>	<p>道立学校の入学料の収納に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処</p>

<p>することとされているが、収入取扱員が現金で収納しているものが、11件、6万2,150円あった。 (礼文高等学校)</p>	<p>理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 ア 公法上の債権である生活保護費返還金等について、消滅時効が完成している債権がある場合には、適切に不納欠損の整理を行う必要があるが、これを行っていなかった。 また、部局においても同様に不納欠損の整理を行っていないものがあることから、部局に対して不納欠損の整理を適切に行わせる必要がある。 (保健福祉部)</p>	<p>生活保護費返還金等の債権管理に当たっては、関係法令等に基づき、適切な事務処理を行うとともに、総合振興局及び振興局に対しては、生活保護法施行事務監査の機会を通じるなどして、債権管理の状況の確認を行いながら、適切な債権処理を指導します。</p>
<p>イ 看護職員等修学資金貸付金の徴収事務において、滞納者が督促状の指定期限を経過してもなお納付しないときは、文書や電話などにより催告を行い、納付を促さなければならないが、これらを行っておらず、また、督促状の指定期限までに完納しない場合など、収納管理上必要な事実が発生したときは、滞納整理票を作成し、当該事実を記載しておくこととされているが、これを行っていないものがあった。 (保健福祉部)</p>	<p>看護職員等修学資金貸付金の徴収事務に当たっては、「未収金縮減強化月間」を定め、文書や電話による催告の徹底を図ります。 また、滞納整理票を整備し、催告等の内容について記録するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ 税外諸収入金に係る現金領収証書管理者は、現金領収証書の受入れ及び払出しがあったときは、現金領収証書受払簿にその旨を記載しなければならないが、これを行っていないものがあった。 (旭川肢体不自由児総合療育センター)</p>	<p>現金領収証書の受入れ、払出しに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>エ 収入証紙の取扱いについて、部局長は、毎年3月31日において、検査員を定めて、その所掌する事務に係る収入証紙の取扱状況を検査しなければならないが、これを行っていなかった。 (札幌高等技術専門学院)</p>	<p>収入証紙の取扱状況の検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>オ 道の所有に属する物品の売払いに当たっては、売払いの契約締結後、直ちに調定し、原則として売払代金の完納後に当該物品を引き渡さなければならないが、調定を行わず、代金の完納前に引き渡しているものがあった。 (北見高等技術専門学院)</p>	<p>道の所有に属する物品の売払いに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>カ 児童保護措置費徴収金及び生活保護費返還金について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しない場合には、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、それを超えて督促しているものがあった。 (空知総合振興局)</p>	<p>児童保護措置費徴収金及び生活保護費返還金の収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>キ 生活保護費返還金について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しない場合には、納期限後30日以内に督促状により期限を指定</p>	<p>生活保護費返還金の収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。(胆振総合振興局)</p>										
<p>ク 河川土地占用について、許可された法人が解散し、清算終了登記を確認しているにもかかわらず、占用許可を継続して、平成25年度の堤塘使用料の調定を行い、当該法人に納入通知しているものが、1件、1万6,721円あった。(胆振総合振興局)</p>	<p>河川占用許可の更新事務に当たっては、関係法令等を遵守し、住民票、登記簿謄本等の確認など、適正な事務処理に努めます。 なお、占用許可した法人が解散しているものについては、許可を失効しました。</p>									
<p>ケ 公法上の債権である児童保護措置費徴収金について、消滅時効が完成しているにもかかわらず、不納欠損の整理を行っていないものがあった。(渡島総合振興局)</p>	<p>児童保護措置費徴収金の収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、消滅時効が完成している債権については、不納欠損の整理を行いました。</p>									
<p>コ 収入取扱員が、現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、その期間を超えて払い込んでいるものが、2部局で2件、2万9,640円あった。</p> <table border="1" data-bbox="284 898 839 1003"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>1件</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局</td> <td>1件</td> <td>19,640円</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	上川総合振興局	1件	10,000円	選挙管理委員会事務局	1件	19,640円	<p>現金徴収に係る収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)								
上川総合振興局	1件	10,000円								
選挙管理委員会事務局	1件	19,640円								
<p>サ 軽油引取税の課税において、提出期限までに提出された申告書に係る申告税額について更正を行った場合は、当該更正による不足税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を決定し、徴収しなければならないが、これを行っていないものが、1件、5,600円あった。(オホーツク総合振興局)</p>	<p>軽油引取税に係る加算額の徴収に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、徴収すべき過少申告加算金額を決定し、徴収しました。</p>									
<p>シ 公法上の債権である児童保護措置費徴収金について、滞納者に対して平成25年度において催告を行っておらず、また、消滅時効が完成している債権があるにもかかわらず、不納欠損の整理を行っていないものがあった。(根室振興局)</p>	<p>滞納整理に当たっては、処理状況や進捗状況を十分確認するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、滞納者に催告を行い、消滅時効が完成している債権については、不納欠損の整理を行いました。</p>									
<p>ス 歳入を徴収する際は、調定の遅延や調定漏れによって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、土地使用料及び土地貸付料の徴収において、調定が遅延しているものがあった。(十勝教育局)</p>	<p>土地使用料及び土地貸付料の調定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>									
<p>セ 道立学校児童生徒等の災害共済掛金の収納において、収入取扱員が共済掛金の収納日と同日に私費として収納した現金を誤って合算し、公金として収納、払込みをしているものが、2件、1万4,000円あった。 また、現金の収納事務に係る日常検査の検査員は、収納、払込みの事務が適正に処理さ</p>	<p>災害共済掛金の収納に当たっては、関係法令等を遵守し、日常検査を確実に行うなど、適正な事務処理に努めます。</p>									

<p>れているかを検査しなければならないが、この事案について、適正に処理されているものとして、日常検査を完了していた。 (札幌西高等学校)</p>	
<p>ソ 収入取扱員が道立学校児童生徒等の災害共済掛金を収納した場合は、共済掛金収納日計票を作成し、領収原符、現金払込みに係る領収証書、現金出納簿及び保管現金等を添えて、検査員に回付し、収納事務の日常検査を受けなければならないが、共済掛金収納日計票を作成せず、日常検査を受けていないものがあった。 (小樽工業高等学校)</p>	<p>災害共済掛金の収納に当たっては、関係法令等を遵守し、日常検査を確実に行うなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(3) 支出に係る事項</p>	
<p>ア 報酬</p>	
<p>《指導事項》 一般職非常勤職員の報酬の支給において、報酬加算額の支給割合を誤ったことから、過払いとなっているものが、6名分、2万1,851円、未支給となっているものが、4名分、1万189円あった。 (議会事務局)</p>	<p>報酬の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分及び未支給分については、返納及び支給の処理をしました。</p>
<p>イ 職員手当等</p>	
<p>《指摘事項》 (7) 住居手当の支給において、事実の発生日を誤って手当の額を認定したことから、過払いとなっているものが、1名分、14万8,000円あった。 また、特殊勤務手当の支給において、教育業務連絡指導手当については、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事したときに支給することとなるが、支給要件の適用を誤ったことから、過払いとなっているものが、24名分、1万円、未支給となっているものが、4名分、800円あった。 さらに、教員特殊業務手当については、教員が週休日等に、国等が開催する対外運動競技等に生徒を引率して行う指導業務に8時間程度従事した場合や、学校の管理下で行われる部活動における生徒に対する指導業務に引き続き4時間程度従事した場合などに支給することとされ、従事した業務内容ごとに1日当たりの支給額が定められているが、支給要件の適用を誤ったことから、過払いとなっているものが、4名分、4,000円あった。 (教育庁)</p>	<p>住居手当及び特殊勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分及び未支給分については、返納及び支給の処理をしました。</p>
<p>(4) 時間外勤務手当の支給において、支給割合を誤ったことなどから、過払いとなっているものが、13名分、3万1,226円、未支給とな</p>	<p>時間外勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>っているものが、9名分、2万1,423円あった。 また、休日勤務手当を支給すべきところを 時間外勤務手当を支給しているものが、1 名分、1万1,385円あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>なお、過払分及び未支給分については、 返納及び支給の処理をしました。</p>																																																												
<p>《指導事項》 (7) 時間外勤務手当の支給において、支給割合 を誤ったことなどから、12部局において、過 払いとなっているものが、69名分、15万4,693 円、未支給となっているものが、14名分、6 万725円あった。</p> <p>① 過払額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務部</td><td>1件</td><td>17,670円</td></tr> <tr><td>保健福祉部</td><td>28件</td><td>8,335円</td></tr> <tr><td>経済部</td><td>2件</td><td>14,984円</td></tr> <tr><td>石狩振興局</td><td>6件</td><td>12,836円</td></tr> <tr><td>胆振総合振興局</td><td>7件</td><td>22,590円</td></tr> <tr><td>渡島総合振興局</td><td>9件</td><td>15,516円</td></tr> <tr><td>檜山振興局</td><td>1件</td><td>5,344円</td></tr> <tr><td>宗谷総合振興局</td><td>4件</td><td>5,288円</td></tr> <tr><td>十勝総合振興局</td><td>6件</td><td>32,308円</td></tr> <tr><td>根室振興局</td><td>2件</td><td>3,158円</td></tr> <tr><td>漁業研修所</td><td>1件</td><td>5,656円</td></tr> <tr><td>近代美術館</td><td>2件</td><td>11,008円</td></tr> </tbody> </table> <p>② 未支給額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務部</td><td>1件</td><td>19,756円</td></tr> <tr><td>保健福祉部</td><td>3件</td><td>7,361円</td></tr> <tr><td>胆振総合振興局</td><td>5件</td><td>16,234円</td></tr> <tr><td>渡島総合振興局</td><td>2件</td><td>4,580円</td></tr> <tr><td>十勝総合振興局</td><td>1件</td><td>2,696円</td></tr> <tr><td>根室振興局</td><td>2件</td><td>10,098円</td></tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	総務部	1件	17,670円	保健福祉部	28件	8,335円	経済部	2件	14,984円	石狩振興局	6件	12,836円	胆振総合振興局	7件	22,590円	渡島総合振興局	9件	15,516円	檜山振興局	1件	5,344円	宗谷総合振興局	4件	5,288円	十勝総合振興局	6件	32,308円	根室振興局	2件	3,158円	漁業研修所	1件	5,656円	近代美術館	2件	11,008円	(部局名)	(事項数)	(金額)	総務部	1件	19,756円	保健福祉部	3件	7,361円	胆振総合振興局	5件	16,234円	渡島総合振興局	2件	4,580円	十勝総合振興局	1件	2,696円	根室振興局	2件	10,098円	<p>時間外勤務手当の支給に当たっては、 関係法令等を遵守し、関係書類等を十分 確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分及び未支給分については、 返納及び支給の処理をしました。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)																																																											
総務部	1件	17,670円																																																											
保健福祉部	28件	8,335円																																																											
経済部	2件	14,984円																																																											
石狩振興局	6件	12,836円																																																											
胆振総合振興局	7件	22,590円																																																											
渡島総合振興局	9件	15,516円																																																											
檜山振興局	1件	5,344円																																																											
宗谷総合振興局	4件	5,288円																																																											
十勝総合振興局	6件	32,308円																																																											
根室振興局	2件	3,158円																																																											
漁業研修所	1件	5,656円																																																											
近代美術館	2件	11,008円																																																											
(部局名)	(事項数)	(金額)																																																											
総務部	1件	19,756円																																																											
保健福祉部	3件	7,361円																																																											
胆振総合振興局	5件	16,234円																																																											
渡島総合振興局	2件	4,580円																																																											
十勝総合振興局	1件	2,696円																																																											
根室振興局	2件	10,098円																																																											
<p>(イ) 宿日直手当の支給において、寄宿舍内にお いて児童生徒の生活指導等を行う宿直勤務を 命じられた職員が当該業務に従事しているに もかかわらず、未支給となっているものが、 1名分、7,200円あった。 (美深高等養護学校)</p>	<p>宿日直手当の支給に当たっては、関係 法令等を遵守し、関係書類等を十分確認 の上、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分については、支給の処 理をしました。</p>																																																												
<p>ウ 賃金</p>																																																													
<p>《指摘事項》 賃金の支給において、最も安価な定期券の金 額を用いずに通勤手当の額を算定したことか ら、過払いとなっているものが、平成24年度か ら平成25年度までの期間において、10名分、8 万6,847円あった。(出納局)</p>	<p>通勤手当の認定に当たっては、関係法 令等を遵守し、適時に情報の収集を行い 最新の情報を把握するなど、適正な事務 処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理 をしました。</p>																																																												
<p>エ 報償費</p>																																																													
<p>《指摘事項》</p>																																																													

<p>死没職員に贈与する弔慰品の購入契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものがあった。 (総務部)</p>	<p>死没職員に贈与する弔慰品の購入契約を行う場合に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 総合評価審査委員会の委員に対する報償費の執行において、報償費の額の算定に当たり、対象となる時間を誤ったことから過払いとなっているものが、2名分、5,500円あった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>報償費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理をしました。</p>
<p>オ 旅費</p>	
<p>《指導事項》 (7) 航空機を利用する外国旅行において、概算払されている旅費の精算をするときは、航空券の搭乗券の半券及び手配依頼した経費に係る旅行業者の領収書を添付することとされているが、これらが添付されていなかった。 (北警察署)</p>	<p>航空機を利用する旅費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、領収書を添付していないものや搭乗券を添付していないもの、宛名の記載のない領収書などを添付しているものがあった。 (総務部、環境生活部、水産林務部、東京事務所、札幌道税事務所、空知総合振興局、上川総合振興局、滝川警察署)</p>	<p>航空機を利用する旅費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>カ 需用費</p>	
<p>《指摘事項》 (7) 電気料金及び下水道使用料の支払において、平成25年度予算で支払うべきものを、会計年度所属区分を誤り、平成24年度予算で支払ったものなどが、4件、7万1,004円あった。 (水産林務部)</p>	<p>電気料金及び下水道料金の支払に当たっては、会計年度所属区分に十分留意し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 電気料金の支払において、早取期限内の支払を怠り、翌月に遅取料金が加算されたため、不経済な支払となっているものが、1件、7万382円あった。 (帯広警察署)</p>	<p>電気料金の支払に当たっては、早取期限を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (7) 物品購入の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととなっているが、在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。 (経済部)</p>	<p>物品の購入に係る納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(イ) 物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わずにそのまま、検査を行っているものがあつた。 (経済部)</p>	<p>物品の納入に係る検査員の指定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 前渡資金による私費立替金の支払について、職員が私費立替金の際にやむを得ずクレジットカードを使用した場合は、クレジットカードの代金決済がされたことを確認した上で前渡資金により立替金を支払うこととなるが、これを確認せず、クレジットカードの代金決済前に前渡資金により立替金を支払っているものが、1件、7,010円あつた。 (東京事務所)</p>	<p>前渡資金による私費立替金の支払に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 物品修繕の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととなっているが、検査当日に出張し在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあつた。 なお、実際の納品検査は、検査員に指定されていない職員が行っていた。 (原子力環境センター)</p>	<p>物品修繕の納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 物品の購入において、検査員が履行確認のため検査を完了したときは、物品購入決定書等の所定の欄に、検査年月日を記載し、実際に検査を行った検査員が記名、押印することとされているが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあつた。 (札幌高等技術専門学院)</p>	<p>物品の購入に係る納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員を検査員に指定し、これを行わせているものがあつた。 (旭川高等技術専門学院)</p>	<p>物品の納入に係る検査員の指定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 物品購入等の契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあつた。 また、物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員が検査を行っているものがあつた。 (空知総合振興局)</p>	<p>物品の納入に係る検査員の指定や納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 物品修繕の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととなっているが、在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあつた。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>物品修繕に係る納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(ケ) 物品購入代金等の支出については、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、提出された請求書を長期間放置していたことなどから支出事務を遅延しているものが、67件、75万3,445円あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>物品購入代金等の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、支払いが遅延していた物品購入代金等については、支出しました。</p>
<p>(コ) 職員への昼食等の提供については、試験の管理・監督業務、選挙事務などで、食事をとるために勤務を離れることが困難な場合に提供して差し支えないこととされているが、これに該当しない職員に対して昼食等を提供し、食糧費を支出しているものが、1件、1万9,720円あった。(オホーツク総合振興局)</p>	<p>食糧費の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、支出要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 物品購入等の契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。 また、物品の購入において、給付が完了した物品については、納品書を徴して、履行確認のため、指定された検査員が検査を行い、当該物品の引渡しを受けなければならないが、検査を行わずに、当該物品を使用させ、後日、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。 (釧路総合振興局)</p>	<p>物品の納入に係る検査員の指定や納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>キ 委託料</p>	
<p>《指導事項》 委託料等の支出において、提出された請求書を長期間放置していたことから、支出が遅延しているものが、37件、355万8,030円あった。 (総務部)</p>	<p>委託料等の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、毎月の支払い毎に、管理職員が契約一覧表で請求日、支払日を確認し、月末に所属長が最終確認をするなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ク 使用料及び賃借料</p>	
<p>《指摘事項》 (7) 放送受信料を支出する場合においては、その内容を明らかにした決定書を作成し、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに支出しているものが、1件、2万8,320円あった。 (釧路総合振興局)</p>	<p>放送受信料の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の作成を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 会場の借上げに係る契約を締結するときは、その内容を明らかにした決定書を作成し、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約しているものが、1件、34万2,000円あった。 (胆振教育局)</p>	<p>会場の借り上げに係る契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 乗用自動車等賃貸借契約においては、毎月</p>	<p>乗用自動車等賃貸借契約に係る支払い</p>

<p>15日までに前月分の賃貸借料を支払うこととなっているが、事務処理を失念したため、平成20年度予算で支出すべきところを平成25年度予算で支出しているものが、1件、6万6,150円あった。 (釧路教育局)</p>	<p>に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 物品の賃貸借契約において、借入物品が納入されたときは、検査員を指定し、当該物品の種類及び数量について、検査を行わなければならないが、その検査を行っていなかった。 (函館高等技術専門学院)</p>	<p>借入物品が納入されたときの検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ケ 負担金、補助及び交付金</p>	
<p>《指摘事項》 (7) 道有資産所在市町村交付金において、道は、毎年6月に、前年の3月31日現在において所有する固定資産で道以外の者が使用しているものについて、固定資産所在の市町村に対して当該交付金を交付しているが、交付金の対象外となる固定資産について、必要な事務処理を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1件、7万4,300円相当あった。 (出納局)</p>	<p>道有資産所在市町村交付金の交付に当たっては、関係法令等を遵守し、公宅の管理状況を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 補助金の額の確定事務において、補助事業者から補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査の上、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知することとされているが、これらを行っていないものが、1件、207万9,000円あった。 (日高振興局)</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、事務内容の認識及び書類管理を徹底するよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。 なお、補助金の額の確定については、決定を行い、補助事業者へ通知しました。</p>
<p>(5) 母子家庭自立支援給付事業において、入学支援修了一時金の支給については、就業の資格の取得を目的とする養成機関のカリキュラムを修了した日以後の申請に基づいて補助金を交付しなければならないが、誤ってカリキュラムの修了日以前に交付しているものが、1件、5万円あった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>母子家庭自立支援給付事業における一時金を含む給付金の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、支給対象者や支給対象期間などの要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (7) 社会福祉施設産休等代替職員任用費補助金において、代替職員の任用期間に係る補助要件については、職員の出産予定日の8週間前の日から産後8週間を経過する日までとし、出産日が遅れた場合に生じる出産予定日と出産日の間については含めないとされているが、出産日が遅れたことに伴う任用期間の変更申請に対し、出産予定日と出産日との期</p>	<p>補助金の交付事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、誤って増額決定した分については、額の確定事務において減額し、額の確定を行いました。</p>

<p>間を含め、増額して決定したものが、1件、2万2,820円あった。 (根室振興局)</p>	
<p>(イ) 政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、これらの確認を行うとともに、条例で定める経費の範囲に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、提出された調査研究費等の領収書において、内容を十分に確認することなく、領収書に宛名等の記載がなく、領収証等添付票の余白にも宛名等を記入していない領収証等を有効なものとして受理しているものがあった。 (議会事務局)</p>	<p>政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、提出書類の記載内容が政務活動費の執行に係る留意事項どおりに記載されているか、適確な確認に努めます。 また、領収書等の写しの提出に当たっての注意事項については、会派及び議員に対し、周知を図っていきます。</p>
<p>(ウ) 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員から収支報告書及び当該報告書に添付する証拠書類等として各種契約書の写しが提出された場合は、5年間保存する必要があるが、内容の確認を行った後に返却したため、各種契約書の写しを保存していなかった。 (議会事務局)</p>	<p>各種契約書の写しに関しては、今後「政務活動費の手引」に基づき保存し、適正な管理に努めます。</p>
<p>(4) 契約に係る事項</p>	
<p>ア 工事契約</p>	
<p>《指摘事項》 (7) 工事請負契約において、予定価格の算定を誤り最低制限価格を高く設定したことから、落札者とすべき者を失格としたため、契約金額が11万7,967円割高となっていた。 (開拓記念館)</p>	<p>工事請負契約に係る予定価格の積算及び最低制限価格の算定に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 工事の請負契約に係る契約保証金については、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものであることを理由として納付を免除することはできないが、これをできるものとして免除しているものが、2部局で2件、87万1,500円相当あった。 (部局名) (事項数) (金額) 上川教育局 1件 598,500円 十勝教育局 1件 273,000円</p>	<p>工事の請負契約に係る契約保証金の免除に当たっては、関係法令等を遵守し、保証金の免除要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (7) 工事契約において、工期の延長を行っているが、契約保証金に係る保証契約の期間延長が行われていないものがあった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事契約における工期の延長に当たっては、契約保証金の保証契約の内容を十分確認の上、工期の延長に伴う契約変更の必要が生じた場合は、請負業者に対し保証契約の期間を延長するよう指示し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 寄宿舎格子フェンス改修工事に係る予定価格の積算において、ネットフェンス撤去費の</p>	<p>工事に係る予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十</p>

<p>積算を誤ったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、1万500円あった。 (宗谷教育局)</p>	<p>分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 委託契約</p>	
<p>《指摘事項》 (7) 委託契約の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる郵送料に、さらに消費税等相当額を加算し、また、諸経費等が含まれる単価に、さらに諸経費等を加算したため、契約金額が割高となっているものが、1件、19万5,464円あった。 (環境生活部)</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 委託業務の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる旅費は消費税等相当額を除算して積算する必要があったが、これを含めた金額にさらに消費税等相当額を加算したため、契約金額が割高となっているものが、1件、13万6,851円あった。 (経済部)</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 道有地管理業務委託において、伐木選定調査により確定した伐木本数を基に、変更契約を締結する必要があったが、これを行わなかったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、23万9,056円あった。 (経済部)</p>	<p>業務委託の執行に当たっては、業務内容を十分確認の上、必要に応じ、契約変更手続きを行うなど、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>(1) 競馬の実施に関する委託業務において、委託料により取得した物件があるときは、当該委託業務の完了後、速やかに道に移転させなければならないが、これを行っていないものが平成22年度から平成25年度までの期間において、27件、1,734万8,728円分あった。 (農政部)</p>	<p>委託業務の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、物件の取得実態を踏まえた内容とするなど業務の実施方法を十分精査の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 庁舎清掃等業務委託契約において、一般管理費等の算定を誤り、予定価格及び最低制限価格を低く設定したことから失格とすべき者を落札者としていた。 (札幌高等技術専門学院)</p>	<p>委託業務の予定価格の積算及び最低制限価格の算定に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 庁舎等機械警備業務委託において、競争入札を行おうとするときは、最低制限価格制度を適用することとされているが、最低制限価格を設定しなかったことから、失格とすべき者を落札者としていた。 (函館高等技術専門学院)</p>	<p>委託契約に係る競争入札に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 道営住宅管理委託業務の執行においては、受託者から実績報告書及び収支精算書を提出させ、審査の上、委託料の額を確定して受託者に通知することとされているが、これらを行っていないものが、1件、100万円あった。 (空知総合振興局)</p>	<p>委託業務の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、当該委託業務については、受託者から実績報告書及び収支精算書を提出させ、委託料の額を確定し、受託者に通知しました。</p>

<p>(ク) 庁舎等清掃業務委託契約において、契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができるが、当該免除要件に該当しない者の契約保証金の納付を免除しているものが、1件、19万1,100円相当あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>委託契約に係る契約保証金の免除に当たっては、関係法令等を遵守し、保証金の免除要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 一般廃棄物処理委託業務において、漁港に漂着し集積された流木の運搬及び処分を委託する場合は、業務を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者と、運搬と処分に係る業務についてそれぞれ契約しなければならないが、許可を有しない者と契約し、運搬及び処分を行っているものが、1件、98万3,871円あった。 (根室振興局)</p>	<p>一般廃棄物処理委託業務に当たっては、関係法令等を遵守し、事前に許可業者であることを確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(コ) 産業廃棄物処理委託業務において、事業者が事業活動に伴って生じた産業廃棄物の運搬及び処分を委託する場合は、運搬と処分に係る業務について、それぞれ契約しなければならないが、収集運搬業の許可のみを有する者と契約し、産業廃棄物の処分も行っているものが、2件、18万2,280円あった。 (北警察署)</p>	<p>産業廃棄物処理委託業務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (7) 委託業務の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる旅費は消費税等相当額を除算して積算する必要があったが、これを含めた金額にさらに消費税等相当額を加算したため、契約金額が割高となっているものが、3部局で3件、8万2,960円あった。 (部局名) (事項数) (金額) 経 済 部 1件 36,410円 水 産 林 務 部 1件 19,321円 宗谷総合振興局 1件 27,229円</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 委託業務の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる経費は消費税等相当額を除算して積算する必要があったが、これを含めた金額にさらに消費税等相当額を加算したため、予定価格が過大となっているものが、1件、62万686円あった。 (総務部)</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 委託業務に係る予定価格調書の作成において、入札書比較価格を算出するに当たり、1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとされているが、これを切り上げていたものがあった。 (環境生活部)</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(イ) 委託業務の予定価格については、消費税抜きの価格で積算した全体価格の金額に100分の5に相当する額を加算して決定することとされているが、それと異なる額を予定価格としているものがあった。 (農政部)</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 委託業務の予定価格の積算において、刊行物資料に掲載されている、諸経費が含まれている昇降設備保守・点検費用を基にして、この費用にさらに諸経費を加算して積算したため、契約金額が割高となっているものが、1件、6,720円あった。 (向陽学院)</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 委託業務に係る予定価格調書の作成において、最低制限価格の入札書比較価格を算出するに当たり、1円未満の端数があるときはその端数金額を切り上げることとされているが、これを切り捨てているものや記載を誤っているものがあった。 (帯広高等技術専門学院)</p>	<p>委託業務に係る最低制限価格の算定に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 委託契約に係る一般競争入札の資格の公示において、暴力団関係事業者等でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、資格審査申請書に添付することとされている暴力団関係事業者等でないことを誓約した書面の提出を求めることなく、資格審査を行っているものがあった。 (建設部)</p>	<p>委託契約に係る一般競争入札の参加資格要件の審査に当たっては、関係法令等を遵守し、資格要件を証するために必要な書類を徴するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 委託契約において、契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、道は契約を解除することができる旨を記載するものとされているが、これを記載していないものがあった。 (石狩振興局)</p>	<p>委託契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の参加資格要件において、暴力団関係事業者等でないことを要件の一つとして定めているが、これを記載せずに公告し、参加資格要件を確認しないまま、資格審査を行っているものがあった。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告に当たっては、関係法令等を遵守し、資格要件に遺漏がないよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(コ) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、道税を滞納している者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これを証する書類として、道税に係る納税証明書の提出を求めることなく、資格審査を行っているものがあった。 (経済部)</p>	<p>委託契約に係る公募型プロポーザル方式の参加資格要件の審査に当たっては、関係法令等を遵守し、資格要件を証するために必要な書類を徴するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(サ) 委託契約に係る一般競争入札の資格の告示において、税を滞納している者でないことを入札参加資格要件の一つとして定めているが、この要件の確認を行わず入札に参加させているものがあった。 (総務部)</p>	<p>委託契約に係る一般競争入札の参加資格要件の審査に当たっては、関係法令等を遵守し、資格要件を証するために必要な書類を徴するなど、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(シ) 委託契約に係る入札について、入札書における入札者の意思を表示する文言及び入札年月日が不明瞭であり、又は記載されていない場合であっても、他の要件が具備し、相手方の意思が推定できるものにあつては有効として差し支えないこととされているが、入札書に記載されている入札年月日が入札執行年月日後となっていることを理由に入札を無効としているものがあつた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>業務委託契約に係る競争入札の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ス) 一般競争入札等の入札結果等については、原則として、ホームページにおいて公表することとされているが、これを行っていないが、 また、特命随契の実施にあたり、入札参加者指名選考委員会における指名選考過程及びその理由、議決の状況等については、当該指名競争入札等の参加者名の公表を行うときに、併せて公表することとされているが、これらの事項が公表されていないが、 (釧路高等技術専門学院)</p>	<p>一般競争入札等の入札結果等の公表に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(セ) 庁舎等清掃委託契約において、契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当することを確認しないまま、契約保証金の納付を免除しているものがあつた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>委託契約に係る契約保証金の免除に当たっては、関係法令等を遵守し、保証金の免除要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ソ) 業務委託契約において、契約を締結する場合には契約保証金を納めさせなければならないが、相手方から契約保証金が納付される前に契約を締結しているものがあつた。 (釧路総合振興局)</p>	<p>業務委託契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、契約保証金の納付について、契約の相手方への確認を行うなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(タ) 産業廃棄物の運搬及び処分を委託する場合には、運搬から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程が適切に行われるよう措置を講じなければならないが、委託契約期間の設定が適切でなかったため、廃棄物の処分業務が委託契約期間内に行われていないものがあつた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>産業廃棄物の運搬及び処分に係る契約に当たっては、受入から最終処分に要する日数を確認の上、適切な委託期間を設定します。 また、業務の進捗状況の把握に努め、委託契約期間内に業務が終了するよう業者を指導するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(チ) 寄宿舎給食賄業務において、受託者に対し、毎日、前日の業務について道が指定する書式により報告しなければならないこととしているが、書式を指定せず、履行確認を行わないまま委託料を支出していた。 (江差高等看護学院)</p>	<p>業務委託契約の履行確認に当たっては、契約書の条項等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 また、受託者には、報告書の書式を指定し、報告書により履行確認を行うこととしました。</p>
<p>(ツ) 委託業務において、受託者から成果品が提</p>	<p>委託業務に係る納品検査に当たって</p>

<p>出されたときは、検査員が納品検査を行うこととなっているが、在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあつた。 (保健福祉部)</p>	<p>は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(フ) 委託契約における業務の完了検査については、受託者から実績報告書及び成果品の提出があつたときは、支出負担行為担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあつた。 (議会事務局)</p>	<p>委託契約における業務の完了検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ その他の契約</p>	
<p>《指摘事項》 物品の修繕に当たり、物品を損傷させた相手方に、損害賠償請求によらず、直接修繕費を支払わせる場合は、その旨の決定行為が必要であるが、これを行わずに修繕しているものが、1件、7万350円あつた。 なお、相手方が支払を行わなかったため、修繕が終了した後、道費で支払う決定を行い支出していた。 (東警察署)</p>	<p>損傷した物品を原状回復の方法により修繕する場合に当たっては、これを損傷させた相手方に直接修繕費を支払わせることや修繕の内容等について文書により決定し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (ア) 情報提供契約に係る一般競争入札の告示において、税を滞納している者でないことを入札参加資格要件の一つとして定めているが、この要件の確認を行わず入札に参加させているものがあつた。 (総務部)</p>	<p>一般競争入札の参加資格要件の資格審査に当たっては、関係法令等を遵守し、資格要件を証するために必要な書類を徴するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 物品購入の一般競争入札の執行において、公告に示した入札参加資格要件の内容について、入札参加資格申請書に必要な添付書類の提出を求めずに入札参加資格審査を行い、入札参加資格がある者として申請者に通知していた。 (十勝総合振興局)</p>	<p>一般競争入札の参加資格要件の資格審査に当たっては、関係法令等を遵守し、資格要件を証するために必要な書類を徴するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 建物賃貸借契約により設置された自動販売機の電気使用量は、仕様書に示された専用メーターを設置させて、これにより計測しなければならないが、仕様書と異なる有効期間を経過したメーターにより計測していた。 (広尾高等学校)</p>	<p>自動販売機の電気使用料の計測に当たっては、関係法令等を遵守し、専用メーターの有効期間を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける通学用バス借上運行業務において、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に北海道公報により公告しなければならないが、急を要する特段の理由もなく、公告期間を短縮していた。 また、落札者を決定したときは、決定した日の翌日から起算して72日以内に北海道公報</p>	<p>入札の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、計画的かつ適正な事務処理に努めます。</p>

<p>により落札者等を公示するとともに、その記録を作成し保管することとされているが、これらを行っていなかった。(鷹栖養護学校)</p>	
<p>(5) 財産に係る事項</p>	
<p>ア 公有財産</p>	
<p>《指導事項》 (7) 行政財産の使用許可に係る加算料金の徴収において、共用部分の加算料金を算定の対象としなかったことから、過少となっているものが、1件、2万1,346円あった。 (近代美術館)</p>	<p>行政財産の使用許可に係る加算料金の算定に当たっては、許可する面積を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 庁舎の管理業務等の委託業務を行うために必要な庁舎等を使用させるときは、決定書により決裁を得るとともに、行政財産使用台帳を備え付けなければならないが、これらの事務を行っていなかった。(江差高等看護学院)</p>	<p>委託業務を行うため庁舎等を使用させるに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、庁舎の管理業務等の委託業務を行うために必要な庁舎等の使用については、決定書により決裁を行うとともに、行政財産使用台帳を備え付けました。</p>
<p>イ 物品</p>	
<p>《指導事項》 (7) 被服の貸与において、現に貸与を受けている者に対する新たな貸与は、貸与期間を経過した後に行わなければならないが、前所属における貸与状況の確認をせず、貸与期間を経過していないにもかかわらず、新たに被服を購入し貸与したことから、不経済な支出となっているものが、1件、7,770円あった。 (漁業研修所)</p>	<p>被服貸与に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、新たに購入した被服については、所属で保管し、貸与期間経過後に改めて貸与することとしました。</p>
<p>(4) 公用車の管理において、運転者は、運行終了後は自動車を点検し、管理等を行う職員は常に良好な状態で保管しなければならないが、リース車両に明らかな損傷があったにもかかわらず、契約期間終了時まで損傷の状況を把握することなく、返却に際し修繕費用を支出しているものがあった。 (オホーツク総合振興局、根室振興局)</p>	<p>公用車の管理に当たっては、運行前及び運行後の点検を徹底し、適正な使用、保管を行うよう、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p>
<p>(4) 郵便切手の管理については、堅固な容器に保管するなど保管に留意しなければならないが、誤って、職員が私物として購入した郵便切手と公費により購入した郵便切手を区別せずに受払簿に記録し、保管していたことから、公費で購入した郵便切手の在庫がなくなったことに気付かず、私物の郵便切手を業務に使用しているものがあった。(美瑛高等学校)</p>	<p>郵便切手の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な保管に努めます。</p>
<p>(6) 工事(技術)に係る事項</p>	

<p>ア 設計</p>	
<p>《指導事項》 道路改良工事において、横断歩道が設置された交差点の歩道構造の設計に当たり、歩車道境界縁石は、横断歩道の設置位置と整合を図るよう低下させなければならないが、一部の交差点において、横断歩道の設置位置と低下縁石の設置位置や標識柱の設置箇所が整合しておらず、歩行者等の安全な通行への配慮が不十分であった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、公安委員会と十分協議を行い、歩行者等へ配慮した設計となるように技術職員研修等の機会を利用するなどして、各所属長及び関係職員へ指導を行い、適切な設計に努めます。 なお、指導された箇所については、公安委員会と協議を行い改善しました。</p>
<p>イ 積算</p>	
<p>《指導事項》 (ア) 河川改修工事において、土工費の積算に当たり、掘削した土砂を現場内で流用する場合は、現場条件に応じて不整地運搬車などによる運搬費を計上しなければならないが、これを行っておらず、設計金額が過少となっていた。 (胆振総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、歩掛の適用及び施工条件を十分に確認して積算するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(イ) 河川改修工事において、土砂運搬費の積算に当たり、標準の運搬費は10トン積級のダンプトラックで積算しなければならないが、4トン積級のダンプトラックで積算したため、設計金額が過大となっていた。 (渡島総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、現場条件を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(ウ) 橋梁補修工事において、足場工の積算に当たり、主桁の塗装等を行う場合は鋼橋上部工の歩掛りを適用し計上しなければならないが、橋梁維持工の歩掛りを適用したため設計金額が過大となっていた。(渡島総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算基準の内容を十分に確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(エ) 道路工事において、橋梁下部工の積算に当たり、土砂を掘削し、埋戻す場合には、仮置きが可能な場所までの往復運搬費等を計上しなければならないが、これを計上しなかったことから、設計金額が過少となっていた。 (上川総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、現場状況を十分考慮するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(オ) 河川導流堤改修工事において、水中不分離性コンクリートの単価を策定するに当たり、使用する混和剤を特定せず実勢価格調査を行うべきところ、混和剤を特定して実勢価格調査を行っていた。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>設計単価の策定に当たっては、使用する製品名を特定することなく、適切な単価策定を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 林道工事において、鋼矢板の引抜き工を積算するに当たり、引抜き費は標準機種としている25トン吊ラフテレーンクレーンで積算しなければならないが、大型の50トン級クローラークレーンで積算したため、設計金額が過大となっていた。 (釧路総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算内容を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。 なお、当該工事については、設計変更により是正しました。</p>

ウ 事務処理	
<p>《指摘事項》 工事用仮設道路の設置工事において、設置位置の変更など工事内容の大部分を変更し、かつ事業費の大幅な増減が見込まれる場合には、工事監督員は、支出負担行為担当者に上申書を提出して指示を受ける等、施工前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行わずに施工させ、概数の確定による設計変更で対応しており、事務処理が不適切であった。 (後志総合振興局)</p>	<p>工事用仮設道路の設置工事において、設置位置の変更など工事内容の大部分を変更し、かつ事業費の大幅な増減が見込まれる場合には、施工前に設計変更の手続きを行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (7) 河川改修工事において、私有地を建設副産物の一時保管場所等として施工者に使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わして、その使用条件等を特記仕様書に明示する必要があるが、これらを行っていない。 (空知総合振興局)</p>	<p>河川改修工事において、私有地を建設副産物の一時保管場所等として施工者に使用させる場合には、土地借用に関する書面を取り交わし、使用条件を特記仕様書に明示するよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 砂防工事において、工事の一時中止によってコンクリート構造物の製作工程が寒冷期に入り、新たに防寒費の計上が必要となったことから、工事着手前に協議を行い設計変更を行わなければならないが、これを行っていない。 (胆振総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算基準及び関係通達に基づき、内容を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(ウ) 道路の側溝排水路改修工事において、工事起点や張芝の施工箇所を変更するなど設計内容を変更する場合は、設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行っていない。 また、概数を確定する場合は、受注者から施工図や数量計算書の提出を受け、十分照査、検討することとなっているが、これを行わず、当初の数量を確定数量としていた。 (胆振総合振興局)</p>	<p>工事の施工箇所を変更する場合に当たっては、土木関係請負工事監督要領に基づき適切に手続きを行うよう、関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。 また、概数を確定する場合に当たっては、概数等発注要領の運用方針に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 道路歩道橋設置工事において、市道及び都市公園に道路横断歩道橋の階段等の施設を設置して継続的に使用するに当たり、それぞれ道路法と都市公園法に基づき、管理者に申請を行い、占用の許可を受けなければならないが、この手続きを行っていない。 (胆振総合振興局)</p>	<p>工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、必要な手続きを行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 急傾斜地工事において、私有地及び町有地に工事用道路等を設置して土砂の運搬に使用する場合、私有地については、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わし、町有地については、許可を得た後でなければ工事に着手してはならないが、これを行わずに工事に着手していた。 (胆振総合振興局)</p>	<p>工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、必要な手続きを行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 治山工事において、雪崩予防柵の施工に当</p>	<p>設計変更の事務処理に当たっては、適</p>

<p>たり、設計図及び共通仕様書に基づくアンカー下部材の施工費を計上していなかったため、契約後にこの未計上分を計上する設計変更を行っているが、設計図書を変更する場合に適用する請負契約条項を適用しており、事務処理が適切でなかった。(渡島総合振興局)</p>	<p>用する請負契約条項などについて、関係職員への周知徹底を図るとともに、複数職員によって確認するよう指導し、適切な事務処理に努めます。 また、工事の積算に当たっては、複数職員による内容のチェックなどを励行し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(キ) 畑地の土層改良工事において、ほ場に有機質資材を投入する場合には、地域実態を勘案して投入する有機質資材を選定し、その品質等の特記仕様書に示すこととされているが、地域実態を勘案した選定を行っていないものがあつた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>畑地の土層改良工事に当たっては、ほ場に有機質資材を投入する場合、地域実態を勘案し、有機質資材の品質等を適切に示すよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 道路改良工事において、概数としていたアスファルト塊等の処分費等の積算に当たり、概数を確定する場合は、受注者から現場検収を行った施工図や数量計算書の提出を受け、発生量を十分照査、検討することとなっているが、これを行わず数量を確定していた。 (十勝総合振興局)</p>	<p>現場から発生する産業廃棄物処分等の設計変更手続きに当たっては、受注業者と十分な打合せ協議を行い、現場検収を行った上で、設計と差異が生じた場合、根拠を整理して施工協議簿に残すよう各所属長及び関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(7) その他</p>	
<p>ア 権限を有しない者が専決しているもの</p>	
<p>《指摘事項》 (7) 証人等に旅行を依頼し、支給する旅費を承認する権限を有する職については、各総合振興局等事務決裁細則で定められているが、権限を有しない者が専決しているものが、3部局で8件あつた。 (部局名) (事項数) 上川総合振興局 1件 宗谷総合振興局 1件 オホーツク総合振興局 6件</p>	<p>証人等に対する旅行の依頼及び証人等に支給する旅費の承認に当たっては、関係法令等を遵守し、専決権限を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 負担金等の支出負担行為について、権限を有しない者が専決しているものがあつた。 (農政部)</p>	<p>支出負担行為等の決定に当たっては、関係法令等を遵守し、専決権限を有する職及び上限額を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 単価契約を行う専決権限を有する職については、宗谷総合振興局事務決裁細則で定められているが、委託契約に係る単価契約に関して、権限を有しない者が専決しているものがあつた。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>単価契約の決定に当たっては、関係法令等を遵守し、専決権限を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 補助金の額の確定に係る専決権限を有する職及び上限額については、オホーツク総合振興局事務決裁細則で定められているが、権限を有しない者が専決しているものがあつた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、関係法令等を遵守し、専決権限を有する職及び上限額を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>イ 歳入歳出外現金管理者</p>	
<p>《指導事項》 歳入歳出外現金管理者は、歳入歳出外現金の受入れ又は払出しをしようとするときは、歳入歳出外現金等受入・払出決定書により、受入れ又は払出しの決定をし、歳入歳出外現金等取扱員に対し受入れなどの通知をしなければならないが、これらの手続を行わず、契約保証金の受入れなどを行っているものがあつた。 (後志総合振興局、北見高等技術専門学院、旭川美術館)</p>	<p>歳入歳出外現金の受入れ及び払出しに当たっては、関係法令等を遵守し、受入れ及び払出しの決定、歳入歳出外現金等取扱員に対する受入れなどの通知を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ 収入取扱員</p>	
<p>《指導事項》 (7) 収入取扱員に異動があつた場合は、検査員を定めて、その所掌する現金の出納事務について検査をしなければならないが、これらを行っていないものがあつた。 (後志総合振興局)</p>	<p>収入事務の部内検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 収入取扱員が収納した現金等を指定金融機関等に払込みをした現金払込書及び領収証書は、出張徴収の場合は、帰庁した日に検査員の検査を受け当該収入取扱員が保管することとされているが、母子福祉資金貸付金収入において、出張徴収に係る現金払込書及び領収証書を紛失しているものがあつた。 また、日常検査を適切に行わなかったことから、証拠書類の紛失の発覚が遅れていた。 (十勝総合振興局)</p>	<p>収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、証拠書類の保管管理や日常検査を徹底の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>エ 資金前渡員</p>	
<p>《指導事項》 (7) 資金前渡員は、その保管に属する現金の出納を明らかにするため、前渡資金経理簿を備えなければならないが、これを作成していなかった。 (後志総合振興局)</p>	<p>前渡資金の支払事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 資金前渡員は、毎月、前渡資金出納計算書を作成し、支出命令者を経て、会計管理者又は出納員に提出しなければならないが、出納員への提出を行っていなかった。 また、資金前渡員の支払事務については、部局長が指定する職員が、毎日、前渡資金の支払事務終了後、当該支払事務の内容を確認し、その確認結果を書面に記録し、毎月、部局長の決裁を受けることとされているが、これらを行っていなかった。(胆振総合振興局)</p>	<p>前渡資金の支払事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 資金前渡員は、毎月、前渡資金出納計算書を作成し、支出命令者を経て、会計管理者又は出納員に提出しなければならないが、出納</p>	<p>前渡資金の支払事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>員への提出を行っていなかった。 (渡島総合振興局)</p>	
<p>(イ) 資金前渡員は、前渡資金出納計算書を出納員に提出するに当たっては、支払の証拠書類を併せて提出しなければならないが、これを提出していないものがあった。 また、前渡資金経理簿及び出納員に提出した前渡資金出納計算書に、当該前渡資金の領収額及び支払額を記載していなかった。 (根室振興局)</p>	<p>前渡資金の支払事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 資金前渡員は債権者に現金で支払をしたときは、領収証書を徴さなければならないが、領収証書を得難いときは、その理由、支払先及び支払金額を明らかにした資金前渡員の証明書を作成することになっているが、領収証書を徴しておらず、支払証明書も作成されていないものが、1件、1万円あった。(教育庁)</p>	<p>前渡資金の支払事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>オ その他</p>	
<p>《指導事項》 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付金について、債権が生じたときは債権管理簿を備え、貸し付けた月数ごとに支出日、支出額等を記録しておかなければならないが、これらの記録を行っていなかった。(十勝総合振興局)</p>	<p>債権の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>6 公用車の効率的な運用等の視点から是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>(1) 公用車の稼働率向上について検討を求めたもの</p>	
<p>《検討事項》 各総合振興局等における公用車の稼働状況等については、平成15年度行政監査結果において、年間稼働率の低い公用車の減車や管理換えを検討するよう改善意見を付したところであり、総務部では当該意見を踏まえ、平成19年4月に公用車に係る減車等の取扱いを通知したところである。しかし、現時点においても、特定の車種について冬期間の使用を控えるなどの理由から稼働率の低い公用車が見受けられる総合振興局等があり、一方で、同一合同庁舎に所在する他の部局においてレンタカーの借上げが多数行われている状況が見受けられた。 このため、各総合振興局等における公用車の稼働状況を踏まえて、保有の適否についての検討や合同庁舎内での公用車の効率的な使用が可能となるよう部局間での共有化の仕組みづくりについての協議など、公用車の稼働率向上について検討する必要がある。(総務部)</p>	<p>公用車の稼働率向上に当たっては、平成15年度行政監査の改善意見などを踏まえ、公用車の有効活用を図るため、部局内での庁内LANなどを活用した共有化を進めてきたところであり、現在も、会議などを通じて、総合振興局及び振興局に対し、共有化の取組をより一層進めるよう周知しています。 また、各総合振興局等において、稼働率が低い特定の公用車については、使用実態等を考慮し、廃車や管理換えによる減車を行うなど、この間も公用車の効率的な運行に取り組んでいるところです。 今後においても、部局内での公用車の共有化により稼働率の向上を図ることとし、運行実態を精査の上、なお稼働率が低い状況にある場合は、廃車や管理換えを検討するなど効率的な運行に取り組むほか、新たな共有化の仕組みづくりにつ</p>

	いて、部局間での協議を進めます。																		
(2) 他部局保有公用車の利用等について検討を求めたもの																			
<p>《検討事項》</p> <p>各教育局においては、管内小中高等学校への教育訪問指導業務等に当たり、公用車の保有台数不足を補うためレンタカーを借上げしているが、合同庁舎に所在する各総合振興局等の公用車を利用することにより経費節減が図られることから、他部局保有公用車の利用について関係部局と協議、検討する必要がある。</p> <p>また、レンタカーの借上契約においても、借上げの都度、随意契約を行っている部局が見受けられるが、借上予定台数が相当数見込まれるときは、日額単価による競争入札等を行うことにより経済的な予算執行が見込まれることから、レンタカーの契約方法についても検討する必要がある。(教育庁)</p>	<p>他部局保有公用車の利用については、総務部と協議を進め、より一層の経費の節減を図ります。</p> <p>また、レンタカーの借上契約においては、年間の頻度、予算の状況等を勘案し日額単価による競争入札も含め、適切な契約方法により借上げ契約を執行するよう各教育局に周知しました。</p>																		
7 公用車による交通事故等が発生しているもの																			
(1) 公用車による交通事故																			
<p>《指摘事項》</p> <p>賠償金及び修繕費用等が1件、100万円以上の支出があるもの</p> <p>公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、2部局で8件、556万57円の支出があった。</p> <p>また、全損により、2部局で3件、残存価格48万3,250円の廃車があった。</p> <p>① 賠償金及び修繕費用等の合計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>6件</td> <td>3,892,160円</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局</td> <td>2件</td> <td>1,667,897円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 賠償金及び修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、10万円以上の交通事故に係る事項数及び金額を含む。</p> <p>② 全損により廃車した公用車の残存価格の合計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>2件</td> <td>344,150円</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局</td> <td>1件</td> <td>139,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 全損により廃車した公用車については、残存価格を算定したものであり、支出を伴ったものではない。</p>	(部局名)	(事項数)	(金額)	空知総合振興局	6件	3,892,160円	宗谷総合振興局	2件	1,667,897円	(部局名)	(事項数)	(金額)	空知総合振興局	2件	344,150円	宗谷総合振興局	1件	139,100円	<p>公用車による交通事故の対策については、交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達などで注意を喚起するとともに、交通事故の発生状況を分析して、各職場に周知し、職場研修の実施に取り組んでいます。</p> <p>特に、交通事故全体の約半数を占める自損事故については、平成26年11月10日付け総務部総務課長通知により、自損事故防止策の徹底を図るよう、各部、総合振興局及び振興局に通知したところです。</p> <p>また、事故を起こした職員に対しても、その責任を明らかにし、厳正な処分を行うなど、強く反省を促し、交通事故防止について職場ぐるみでの取組を強化しています。</p> <p>今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)																	
空知総合振興局	6件	3,892,160円																	
宗谷総合振興局	2件	1,667,897円																	
(部局名)	(事項数)	(金額)																	
空知総合振興局	2件	344,150円																	
宗谷総合振興局	1件	139,100円																	
<p>公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、94件、3,826万812円の支出があった。</p> <p>また、全損により、1件、残存価格417万7,712円の廃車があった。(警察本部)</p> <p>注1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び各警察署を含む。</p>	<p>公用車の交通事故防止については、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の安全確認の徹底、運転技術の向上、事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。</p>																		

<p>2 賠償金及び修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、10万円以上の交通事故に係る事項数及び金額を含む。</p> <p>3 全損により廃車した公用車については、残存価格を算定したものであり、支出を伴ったものではない。</p>																																																				
<p>《指導事項》 賠償金及び修繕費用等が1件、10万円以上の支出があるもの 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、13部局で43件、1,082万8,536円の支出があった。 また、全損により、2部局で2件、残存価格29万5,517円の廃車があった。</p> <p>① 賠償金及び修繕費用等の合計</p> <table border="1" data-bbox="231 723 863 1216"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務部</td><td>1件</td><td>249,513円</td></tr> <tr><td>石狩振興局</td><td>2件</td><td>419,797円</td></tr> <tr><td>後志総合振興局</td><td>4件</td><td>1,101,450円</td></tr> <tr><td>胆振総合振興局</td><td>4件</td><td>651,494円</td></tr> <tr><td>日高振興局</td><td>4件</td><td>1,095,250円</td></tr> <tr><td>渡島総合振興局</td><td>4件</td><td>625,620円</td></tr> <tr><td>上川総合振興局</td><td>6件</td><td>2,091,399円</td></tr> <tr><td>留萌振興局</td><td>4件</td><td>629,199円</td></tr> <tr><td>オホーツク総合振興局</td><td>5件</td><td>1,593,269円</td></tr> <tr><td>十勝総合振興局</td><td>3件</td><td>1,002,450円</td></tr> <tr><td>釧路総合振興局</td><td>4件</td><td>871,409円</td></tr> <tr><td>計量検定所</td><td>1件</td><td>265,933円</td></tr> <tr><td>苫小牧高等技術専門学院</td><td>1件</td><td>231,753円</td></tr> </tbody> </table> <p>② 全損により廃車した公用車の残存価格の合計</p> <table border="1" data-bbox="231 1249 863 1357"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>胆振総合振興局</td><td>1件</td><td>87,517円</td></tr> <tr><td>上川総合振興局</td><td>1件</td><td>208,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>注 全損により廃車した公用車については、残存価格を算定したものであり、支出を伴ったものではない。</p>	(部局名)	(事項数)	(金額)	総務部	1件	249,513円	石狩振興局	2件	419,797円	後志総合振興局	4件	1,101,450円	胆振総合振興局	4件	651,494円	日高振興局	4件	1,095,250円	渡島総合振興局	4件	625,620円	上川総合振興局	6件	2,091,399円	留萌振興局	4件	629,199円	オホーツク総合振興局	5件	1,593,269円	十勝総合振興局	3件	1,002,450円	釧路総合振興局	4件	871,409円	計量検定所	1件	265,933円	苫小牧高等技術専門学院	1件	231,753円	(部局名)	(事項数)	(金額)	胆振総合振興局	1件	87,517円	上川総合振興局	1件	208,000円	<p>公用車による交通事故の対策については、交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達などで注意を喚起するとともに、交通事故の発生状況を分析して、各職場に周知し、職場研修の実施に取り組んでいます。</p> <p>特に、交通事故全体の約半数を占める自損事故については、平成26年11月10日付け総務部総務課長通知により、自損事故防止策の徹底を図るよう、各部、総合振興局及び振興局に通知したところです。</p> <p>また、事故を起こした職員に対しても、その責任を明らかにし、厳正な処分を行うなど、強く反省を促し、交通事故防止について職場ぐるみでの取組を強化しています。</p> <p>今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)																																																		
総務部	1件	249,513円																																																		
石狩振興局	2件	419,797円																																																		
後志総合振興局	4件	1,101,450円																																																		
胆振総合振興局	4件	651,494円																																																		
日高振興局	4件	1,095,250円																																																		
渡島総合振興局	4件	625,620円																																																		
上川総合振興局	6件	2,091,399円																																																		
留萌振興局	4件	629,199円																																																		
オホーツク総合振興局	5件	1,593,269円																																																		
十勝総合振興局	3件	1,002,450円																																																		
釧路総合振興局	4件	871,409円																																																		
計量検定所	1件	265,933円																																																		
苫小牧高等技術専門学院	1件	231,753円																																																		
(部局名)	(事項数)	(金額)																																																		
胆振総合振興局	1件	87,517円																																																		
上川総合振興局	1件	208,000円																																																		
<p>公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、1件、20万円の支出があった。 (図書館)</p>	<p>公用車による交通事故の対策については、文書などで注意を喚起するとともに、交通事故の発生状況を分析して、各職場に周知し、職場研修の実施に取り組んでいます。</p> <p>今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。</p>																																																			
<p>(2) その他の事故等</p>																																																				
<p>《指摘事項》 ア 高等学校グラウンド法面の管理瑕疵による事故が発生し、倉庫等が倒壊したことから賠償金として、1件、1,773万9,989円の支出があった。 (釧路教育局)</p>	<p>学校管理施設の維持管理に当たっては、日常点検等の実施による不具合の早期発見、早期補修を図り、事故の未然防止に努めます。</p>																																																			

<p>イ 請負代金請求控訴事件において、道の敗訴が確定したことから、賠償金として、1件、2,633万6,467円の支出があった。</p> <p>そのうち、2,411万8,500円は、道が違約金として請負代金と相殺した部分の返還に相当するものであり、残余の221万7,967円は、遅延利息及び訴訟費用として支出したものである。 (建設部)</p>	<p>請負契約解除の事務処理に当たっては、今回の事例を踏まえ、関係機関等と十分協議し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ 実習棟で火災事故が発生し、復旧費として、197万4,000円の支出があった。 (岩見沢農業高等学校)</p>	<p>学校管理施設の火災事故防止に当たっては、日常点検等の実施や火災防止通知等により徹底を図り、適切な管理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 ア 施設の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金として、2件、113万2,710円の支出があった。 (総務部)</p>	<p>施設の管理瑕疵による事故防止に当たっては、関係課と協議しながら適切な管理に努め、事故の防止に努めます。</p>
<p>施設の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金として、4件、106万7,840円の支出があった。 (警察本部)</p>	<p>交通安全施設の管理瑕疵による事故防止に当たっては、天候や積雪状況を踏まえた確実な点検を実施するとともに、早期の状況把握や予防措置を徹底し、事故の防止に努めます。</p>
<p>イ 管理瑕疵による車両損害事故が発生し、賠償金として、1件、34万1,429円の支出があった。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>道営住宅等の管理瑕疵による事故防止に当たっては、十分な点検による早期の状況把握及び対応を徹底し、事故の防止に努めます。</p>
<p>ウ 職務執行中に行政事故が発生し、賠償金として、2件、30万1,982円の支出があった。 (警察本部)</p>	<p>職務執行中における行政事故防止に当たっては、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。</p>
<p>エ 身体障害者手帳の交付において、身体障害者手帳発行システムの不具合を認識していたにもかかわらず、長期間、改善を行うなどの必要な措置を行わず、誤った障害種別で認定した身体障害者手帳を交付したため、相手方に損害が生じ、平成24年度に賠償金を支出しているが、平成25年度においても、同様の理由により、賠償金として、1件、22万1,515円の支出があった。 (保健福祉部)</p>	<p>身体障害者手帳発行等の事務処理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、システムの不具合については、改修しました。</p>
<p>8 公有財産の損傷等が発生しているもの</p>	
<p>(1) 公有財産の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの</p>	
<p>《指摘事項》 修繕費用が1件、5万円以上の支出があるもの 公有財産の損傷が発生し、修繕費用として、</p>	<p>学校管理施設の維持管理に当たって</p>

<p>1 件、19万6,069円の支出があった。 (旭川聾学校)</p>	<p>は、日常点検等の実施や通知等により徹底を図り、適切な管理に努めます。</p>
<p>公有財産の損傷が発生し、修繕費用として、1 件、182万7,000円の支出があった。 (せたな警察署)</p>	<p>庁舎設備の管理に当たっては、確実な点検の実施による状況把握を徹底し、再発防止に努めます。</p>
<p>(2) 物品の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの</p>	
<p>《指摘事項》 修繕費用が5万円以上の支出があるもの 物品の損傷が発生し、修繕費用として、3 部局で4 件、38万2,532円の支出があった。 (部局名) (事項数) (金額) 水産林務部 2件 140,984円 石狩振興局 1件 109,248円 檜山振興局 1件 132,300円 上記のうち、水産林務部において、物品を損傷したときは、直ちに、所属の部長に報告をしなければならないが、これを行っていなかった。</p>	<p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。 また、物品を損傷したときは、速やかに部局長に報告するなど適正な事務処理に努めます。</p>
<p>物品の損傷が発生し、修繕費用として、2 部局で2 件、85万3,083円の支出があった。 (部局名) (事項数) (金額) 特別支援教育センター 1件 80,220円 岩見沢農業高等学校 1件 772,863円 上記のうち、岩見沢農業高等学校において、公用車の修繕に当たり代替車両の取得に要する費用との比較検討を十分に行っていなかった。</p>	<p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。 公用車の運行に当たっては、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、適正な運行に努めます。 また、修繕に当たっては、代替車両の取得に要する費用との比較検討を十分に行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>物品の損傷が発生し、修繕費用として、11部局で13件、116万4,741円の支出があった。 (部局名) (事項数) (金額) 警察学校 1件 83,580円 北見方面本部 1件 72,250円 北警察署 1件 83,580円 手稲警察署 2件 183,015円 三笠警察署 1件 83,580円 函館西警察署 2件 221,130円 帯広警察署 1件 97,335円 網走警察署 1件 59,000円 斜里警察署 1件 100,000円 紋別警察署 1件 130,000円 興部警察署 1件 51,271円</p>	<p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p>
<p>《指導事項》 修繕費用が5万円未満の支出があるもの 物品の損傷が発生し、修繕費用として、2 部局で2 件、4 万7,565円の支出があった。 (部局名) (事項数) (金額) 上川総合振興局 1件 8,715円 留萌振興局 1件 38,850円</p>	<p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。 また、物品を損傷したときは、速やかに部局長に報告するなど適正な事務処理</p>

<p>上記のうち、留萌振興局において、物品を損傷したときは、直ちに、部局長に報告をしなければならないが、これを行っていなかった。</p>	<p>に努めます。</p>									
<p>物品の損傷が発生し、修繕費用として、2部局で5件、5万4,390円の支出があった。</p> <table border="1" data-bbox="268 367 849 479"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊平警察署</td> <td>4件</td> <td>37,800円</td> </tr> <tr> <td>小樽警察署</td> <td>1件</td> <td>16,590円</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	豊平警察署	4件	37,800円	小樽警察署	1件	16,590円	<p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)								
豊平警察署	4件	37,800円								
小樽警察署	1件	16,590円								
<p>(3) 物品の亡失等</p>										
<p>《指摘事項》</p> <p>ア 工事発生材（鉄くず）の亡失により、1件、19万2,300円相当の損失があった。</p> <p>なお、同様の事例が、近年連続して発生しており、再発防止に向けた適切な措置を講ずる必要がある。（空知総合振興局）</p>	<p>工事発生材の管理に当たっては、発生材保管場所について札幌建設管理部各出張所敷地内など可能な限り施錠等ができる場所にまとめて保管するなどの策を講じてきたほか、工事現場等に保管する場合の確認の徹底などを図ってきました。</p> <p>各出張所等に対しは、発生材の保管状況確認を行ったほか、平成25年10月21日付けで再発防止に向けた対応策を取りまとめ、これまで各出張所等ごとに作成していた生産物品管理台帳を統一化して共有フォルダに格納し共有化を図るとともに、各出張所等においては、物品発生時や搬出時、不用決定通知時のほか、融雪時にも現地確認を徹底するなど、概ね1～2ヶ月に1回を目途に随時確認を行い、管理台帳へ記載することとしました。</p> <p>また、札幌建設管理部においても売払いに係る公告月日や入札月日、売払先を記載することとし、札幌建設管理部と各出張所等が相互にチェックすることにより、確認漏れの防止や早期売払いの促進を図り、事故の未然防止に努めているところです。</p> <p>さらに、発生材の売払いをより一層促進させるため、生産物品報告書様式の一部見直しを行い、保管場所の状況や今後の発生見込み、工事の工期を明記することとし、効率よく売払いできるよう改善を図りました。</p> <p>今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p>									
<p>イ 物品（パーソナルコンピュータ）の亡失事故が発生し、1件、9万7,650円の損失があった。（釧路総合振興局）</p>	<p>物品の管理に当たっては、亡失することがないように、盗難等の恐れがある物品を鍵付保管庫に保管するとともに、保管状況を定期的に確認するなどし、再発防止に努めます。</p>									
<p>ウ 共通乗車券（タクシーチケット）の亡失事故が2件発生し、券片4枚の紛失があった。</p>	<p>共通乗車券（タクシーチケット）の管理に当たっては、券片を紛失することが</p>									

<p>また、亡失した券片のうち2枚について、拾得した第三者に使用され、使用料として支出しているものが、1万円あった。 (警察本部)</p>	<p>ないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p>
<p>エ 共通乗車券(タクシーチケット)の亡失事故が発生し、未使用の券片28枚が綴られている券綴1冊の紛失があった。 また、防災当番用のバッグ及び防災対応用の携帯電話を紛失し、これらを新たに取得する費用として、2件、8,799円の支出があった。 (上川総合振興局)</p>	<p>物品の管理に当たっては、亡失することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。 また、共通乗車券(タクシーチケット)の管理、取扱いに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>オ 財務に係る証拠書類の保管については、会計管理者が保管するものを除き、部局長が保管することになっているが、収入の証拠書類である現金領収証書原符を紛失しているものがあった。 (図書館)</p>	<p>財務に係る証拠書類の保管に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な管理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 公用車の鍵の亡失により、2部局で2件、4万425円の損失があった。 (部局名) (事項数) (金額) 空知総合振興局 1件 21,000円 胆振総合振興局 1件 19,425円</p>	<p>物品の管理に当たっては、亡失することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p>
<p>9 その他是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>(1) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>《指摘事項》 北海道競馬の経営は、北海道競馬推進プランに基づき、小規模な場外発売所の全道展開、日本中央競馬会との連携協定に基づく相互販売などによる売上げの拡大や開催経費等の節減に努めた結果、22年ぶりに単年度収支1億7,753万円の黒字化を達成したところであるが、累計の借入金は242億4,375万円と依然として多額となっていることから、事業の安定的な運営に必要な設備投資などを含め総合的な検討を行い、一層の経営改善を図る必要がある。(農政部)</p>	<p>平成26年度は「北海道競馬推進プラン」を着実に推進し、安定した収支構造の確立に向け、魅力ある番組づくりや首都圏等へのレース情報の提供等により、道外発売やインターネット発売の拡大を図るとともに、JRAとの相互販売の効果的な実施により徹底した収益確保に努めます。具体的な取組については、次のとおりです。 [発売対策] ① 道内場外発売体制の充実・強化。 ② 多様な距離を可能にする内回りコースの新設。 ③ 全国スポーツ紙の関東版・関西版への出稿などレース情報の積極的な発信。 ④ 複数レースの勝ち馬を的中させる重勝式勝馬投票法の導入。 ⑤ 場内発売所A i b aにおけるJRA馬券の発売。 ⑥ 全国共通の共同馬券発売システムを活用した他場発売の拡大。</p>

<p>(2) 郵便貯金等の差押に係る払戻証書の取扱いについて検討を求めたもの</p>	
<p>《検討事項》 郵便貯金等の差押において、ゆうちょ銀行から差押金額に係る払戻証書が郵送された場合、徴税吏員（歳入歳出外現金等取扱員）は、当該証書を郵便局において現金化し、指定金融機関に寄託しているが、差押金額等が示されている払戻証書の管理について明確な規定がないことから、整理簿等で管理しているものや当該証書の写しのみを保管しているものなど、各総合振興局等において取扱いが区々となっている。また、払戻証書の写しを保管していないため、差押金額を確認できない状態となっていたものがあつたことから、現金等の事故防止の観点から適切な取扱方法について検討する必要がある。 （総務部）</p>	<p>郵便貯金等の差押に当たっては、郵送により払戻証書の送付があつた場合は、道税収入管理事務処理要領に基づき、払戻証書の保管事務を行うこと、また、払戻証書の払戻しを行う場合は、歳入歳出外現金の受払いに係る決裁に準じて決裁を受けること、この場合、当該貯金払戻証書の写しを添付することとし、総合振興局、振興局及び札幌道税事務所に周知しました。</p>
<p>(3) 特地勤務手当に準ずる手当等の支給について検討を求めたもの</p>	
<p>《検討事項》 「特地勤務手当に準ずる手当」の支給については、特地勤務手当等に関する規則において、職員が異動等に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年に達する日をもって終わる取扱いとなっているが、規則の但し書きにおいて、職員が他の特地部局等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合については、住居の移転の日の前日をもって支給は終わることとしていることから、知事部局職員については、特地部局等への異動から3年に達する日の翌日に他の特地部局等に異動し住居を移転した場合には、手当の支給は住居の移転の日の前日をもって終わり、新たに住居を移転した日から支給しているため、手当は継続して支給されている。 一方、取扱いを同じくする学校職員の「へき地手当に準ずる手当」については、3年に達する日の翌日に他のへき地学校等に異動し住居を移転した場合には、当初の手当は異動の日から起算して3年に達する日をもって終わり、新たに住居を移転した日から支給していることから、手当の支給が中断される場合がある。 特地部局（へき地学校）等への異動の日から、3年に達する日の翌日に特地部局（へき地学校）等に異動し住居を移転した場合の手当の終期について、知事部局職員と学校職員とに差異があることは、同様の趣旨で支給する手当の間で公平性に疑義を生ずることから、手当支給の取扱いについて協議、検討する必要がある。 （総務部、人事委員会事務局）</p>	<p>特地勤務手当に準ずる手当とへき地手当に準ずる手当の支給期間に係る取扱いの差異に関し、関係条例を所管する知事及び教育委員会と協議の結果、職員間の均衡や職員の異動の実態を踏まえ、今後は特地勤務手当に準ずる手当の取扱いに統一することとし、当該取扱いに関し規定上明確にする趣旨から、特地勤務手当等に関する規則及びへき地手当に関する規則について規定の整備を行い、平成27年3月3日付けで施行するとともに、関係する運用通知の一部を改正し、同日付けで各任命権者に通知しました。</p>
<p>(4) 業務量を的確に把握するための検討を求め</p>	

<p>たもの</p>	
<p>《検討事項》 特別職非常勤職員の設置については、設置の必要性を十分検討し、業務の範囲、年間の業務量の推移等を的確に把握した上で人数、勤務日数等について必要最小限の範囲で明確に定めるものとされているが、国民健康保険指導監査専門医について、保険医療機関等に対する指導監査及び保険者等に対する助言などを業務範囲としているにもかかわらず、出勤簿以外に業務量を把握できる書類等が一切作成されていないことから、特別非常勤職員の適切な勤務日数を定めるため、業務量の推移等を的確に把握できるよう活動記録を作成することなどについて検討する必要がある。 (保健福祉部)</p>	<p>特別職非常勤職員（国民健康保険指導監査専門医）の設置に当たっては、業務量を的確に把握するため、出勤簿以外に業務量を把握できる書類等を作成することとし、各月末に当該月の活動記録を報告することとしました。</p>
<p>(5) 適切な委託事業の執行について検討を求めたもの</p>	
<p>《検討事項》 社会福祉関係職員等研修事業において、業務の受託者は、事業実施要綱に基づき研修の実施に当たって受講者から会場使用料等に係る費用負担を実費で徴収し、道からの委託料と合わせて一体的に事業を執行している。しかし、道は、受講者から徴収した費用の収支について、実績報告書等で報告を求めているため、その内容を確認しておらず、また、委託料の積算が事業の実態と合っていないことなどから、受託者は事業実施要綱で定められていない費用にも支出していた。 これらのことから、委託事業全体の経理状況等を把握し、事業実施要綱等の見直しを行うなどして適切な委託事業の執行となるよう検討する必要がある。 (保健福祉部)</p>	<p>社会福祉関係職員等研修事業に当たっては、受講者からの実費徴収分の収支について、事業の実態を踏まえ、適切な執行となるよう支出できる費目の範囲を改めるとともに、実績報告時に当該徴収分の収支精算書を提出するよう、実施要綱を改正しました。 なお、受託者とは、当該実施要綱に基づき、委託変更契約を締結しました。</p>
<p>(6) 跡請保証金の算定方法について検討を求めたもの</p>	
<p>《検討事項》 林道工事の種子入り客土吹き付けによる法面保護工の施工において、適切に施工したにもかかわらず、天候等の影響から完成検査時点で発芽が確認できない場合は、発芽確認が可能となる時期まで跡請保証の対象とし、当該保証部分の請負代金相当額を跡請保証金として納付させることとなるが、跡請保証金額の算定に当たり、算定の対象とする跡請保証部分に該当する工事種類についての規定がなく、また、対象とする工事種類の違いは跡請保証金額に影響することから、対象とする工事種類を明確にするよう検討する必要がある。 (水産林務部)</p>	<p>跡請保証金の算定に当たっては、対象となる工種が明確となるよう「植生設計施工要領（案）運用」を改正し、総合振興局及び振興局に通知しました。</p>
<p>(7) 補助対象経費の算定方法について検討を求</p>	

<p>めたもの</p>	
<p>《検討事項》 高等学校生徒遠距離通学費等補助金において、保護者と住居を異にして居住する生徒に対する補助対象経費の算定に当たり、補助の対象生徒が補助の対象生徒以外の兄弟等とアパート等に同居している場合の補助対象経費とする部屋代について、対象生徒分の部屋代を区分できない場合は、部屋代の全額を補助対象経費としている。しかし、部屋代に食費や光熱水費等が含まれている場合は、一定割合を部屋代相当額として補助対象経費を算定していることから、補助の対象生徒以外の兄弟等と同居している場合の部屋代についても、居住人数や専用面積により按分して対象生徒分の部屋代相当額とするなど、補助対象経費の適切な算定方法について検討する必要がある。 (教育庁)</p>	<p>高等学校生徒遠距離通学費等補助金額の算定に当たっては、補助対象生徒と同居する者があり、入居者ごとの家賃額が区分できない場合は、家賃額を入居者数で按分した額を補助対象経費とすることとしました。 なお、この取扱いは平成26年度から適用することとし、平成25年度以前から補助金を受給している者については、経過措置として卒業するまでは従前の取扱いとしています。</p>
<p>(8) 除排雪委託業務に係る作業時間の確認方法について検討を求めたもの</p>	
<p>《検討事項》 道立学校の除排雪委託業務において、受託者は、除排雪作業を始業時刻までに終了させ、作業終了後に作業の開始時刻及び終了時刻を記載した報告書を提出することとしているが、機械警備を導入している学校においては、当該作業中には職員が出勤していないため、立ち会いによる作業時間の確認を行うことができない状況となっている。委託料は、報告書に記載された作業時間に基づき支出することとなっていることから、機械警備を導入している学校における除排雪委託業務の作業時間について、作業状況に応じた経済的で実効性のある確認方法を検討する必要がある。 (教育庁)</p>	<p>除排雪委託業務に係る作業時間の確認に当たっては、受託者からの実施報告書のみによらず、タコグラフチャートの添付や巡回時計による作業開始・終了時間の記録などにより、確認を行うよう各学校に周知しました。</p>

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<p>1 経営に係る事業の管理については是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>《指摘事項》 (1) 病院事業の経営については、当年度の純損失が8億362万1,090円となっており、累積欠損金は731億2,491万590円と多額となるなど、極めて厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。 (保健福祉部)</p>	<p>病院事業の経営に当たっては、多額の累積欠損金を抱え、大変厳しい状況となっており、経営改善が喫緊の課題となっていることから、平成25年3月に、今後の5年間の道立病院の経営改善の指針となる「新・北海道病院事業改革プラン」を策定しました。</p> <p>しかしながら、計画期間の1年目の平成25年度は収益が新プランの目標を下回る結果となったことから、今年度については、医師の勤務環境の改善のための医療クランクの導入や民間人材紹介事業の活用による医師確保対策の強化など、収益確保対策の充実を最重点課題として取り組んでいるところです。</p> <p>あわせて、経営基盤の強化を図るため、各病院における経営方針の周知徹底や、病院経営の専門家による現地指導、人材育成のための研修の充実を図るなど病院と本庁が一体となって新プランの目標達成に向け取り組み、より一層の経営改善に努めます。</p>
<p>(2) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が1億901万1,018円と3年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は179億6,489万9,934円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、経営健全化計画の数値目標である経常収支比率の維持・確保に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。 (企業局)</p>	<p>工業用水道事業の一層の経営健全化を図るため、需要の開拓に関しては、「工業用水需要開拓促進委員会」を通じて企業誘致部局などと連携を強化し、工業用水の水質などを積極的にPRするとともに、受水企業に対する増量要望の聴取や、工業用水の優位性について配水管路に近接する立地企業等に対して個別訪問による営業活動を実施するほか、受水企業や食品製造企業等を対象とした施設見学会を、従前の石狩工水に加え、苫小牧工水（H25～）及び室蘭工水（H26～）で隔年開催するなど、契約水量の増加を図るための取組を強化しているところです。</p> <p>また、経営については、3年連続の黒字決算となったものの、依然として累積欠損金が多額で厳しい状況にあることから、外部有識者で構成する「経営評価委員会」における経営改善方策に係る提言等を踏まえつつ、需要の拡大に積極的に取り組むとともに、経費の節減などにより、経営健全化計画の平成26年度の数値目標である経常収支比率103.0%の確保に向けて、引き続き経営の改善に努めます。</p>

<p>2 法規性の視点から是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>(1) 予算に係る事項</p>	
<p>《指導事項》 ア 保育所保育室カーテン取替工事において、新たにカーテンを作製し取り付けたが、既存のカーテンの補修やカーテンボックスの改修などは行っていないことから、庁用消耗備品費で予算執行をしなければならないが、修繕費により執行しているものが、1件、2万3,310円あった。 (向陽ヶ丘病院)</p>	<p>予算の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 病院事業会計において、北海道収入証紙を購入する場合には、役務費で予算執行することとされているが、需用費により執行しているものが、2件、2万8,700円あった。 (緑ヶ丘病院)</p>	<p>予算の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) 収入に係る事項</p>	
<p>《指導事項》 医療費等について、納入義務者が納入期限までに収入金を完納しない場合には、履行期限後30日以内に督促状により、期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。 (北見病院)</p>	<p>医療費等の収納事務に当たっては、納入義務者が納入期限までに完納しない場合は、関係法令等に基づき、督促状を発付します。 なお、督促状を発付していなかったものについては、全て発付しました。</p>
<p>(3) 支出に係る事項</p>	
<p>ア 賃金</p>	
<p>《指導事項》 臨時職員の賃金の支給において、欠勤日を出勤した日数に含め支給額を算定したことから、過払いとなっているものが、1名分、1万951円あった。(子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>臨時職員の賃金の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理をしました。</p>
<p>イ 旅費</p>	
<p>《指摘事項》 赴任旅費の支給において、赴任者と扶養親族が1台の自動車を使用し赴任に伴う旅行を行った場合、扶養親族移転料を調整して支給しなければならないが、この調整を行わなかったことから、過払いとなっているものが、平成23年度から平成25年度までの期間において、9件、5万2,814円あった。 (企業局)</p>	<p>赴任旅費の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理をしました。</p>
<p>《指導事項》 (7) 赴任旅費の支給において、赴任者と扶養親族が1台の自動車を使用し赴任に伴う旅行</p>	<p>赴任旅費の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の</p>

<p>を行った場合、扶養親族移転料を調整して支給しなければならないが、この調整を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1件、4万2,200円あった。(江差病院)</p>	<p>上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理をしました。</p>
<p>(イ) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書等を添付することとされているが、2人分の航空運賃額を記載した領収書が添付されているものや、宛名の記載のない領収書を添付しているものがあった。(企業局)</p>	<p>航空機を利用する旅費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 契約に係る事項</p>	
<p>ア 委託契約</p>	
<p>《指摘事項》 (7) 庁舎警備業務及び電話交換業務委託契約において、契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の契約保証金の納付を免除しているものが、1件、140万3,010円相当あった。 (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>委託契約における契約保証金の免除に当たっては、関係法令等を遵守し、保証金の免除要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 産業廃棄物処理委託業務において、事業者が事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処分を委託する場合は、書面により契約しなければならないが、これを行わず処分を行っているものが、2件、6万7,011円あった。 (企業局)</p>	<p>産業廃棄物処理委託業務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (7) 医事会計システムの保守管理業務委託において、代替性がないことを理由に、当該システム機器の賃貸人と特命随契をしているが、受託者が全ての保守管理業務を第三者に再委託しており、代替性がないと認められない契約を行っていた。(向陽ヶ丘病院)</p>	<p>医事会計システムの保守管理業務委託に当たっては、平成26年度契約から開発保守を担っているものとの契約に変更しました。 今後も、委託業務の内容を十分精査し、適正な契約方法の選択に努めます。</p>
<p>(イ) 委託契約において、契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、道は契約を解除することができる旨を記載するものとされているが、これを記載していないものがあった。(企業局)</p>	<p>委託契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ その他の契約</p>	
<p>《指摘事項》 (7) 物品購入単価契約において、見積書の記載金額を加除訂正した見積書を無効とせず、有</p>	<p>物品購入単価契約に当たっては、関係法令等を遵守し、見積書の確認作業を複</p>

<p>効なものとして契約を締結しているものが、1件、81万2,901円相当あった。 (保健福祉部)</p>	<p>数人で実施するなど、無効な見積書を有効としないよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 病院事業に係る医療材料購入単価契約において、支出予定相当額が160万円を超えるものについては競争入札を執行しなければならないが、見積合わせを行っているものがあった。 (保健福祉部)</p>	<p>医薬材料購入単価契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 病院事業に係る医薬品等購入単価契約において、支出予定相当額が160万円を超えるものについては競争入札を執行しなければならないが、見積合わせにより随意契約を行っているものが、14件あった。 このうち、支出予定相当額が2,500万円以上で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けるものが、1件あった。 (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>医薬品等購入単価契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 パーソナルコンピュータ購入に係る予定価格の積算において、仕様書と異なるソフトウェアの価格を用いたことから、契約金額が割高となっているものが、1件、1万9,750円あった。 (保健福祉部)</p>	<p>パーソナルコンピュータ購入に係る予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 工事（技術）に係る事項</p>	
<p>積算</p>	
<p>《指導事項》 発電所建設工事において、基礎部岩掘削の積算に当たり、広さが切取り幅5m以上延長20m以上、掘削量が500m³以上ある軟岩の場合には、32t級リッパ掘削の歩掛りを適用することとされているが、大型ブレーカ掘削の歩掛りを適用して積算したため、設計金額が過大となっていた。 (企業局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、現地条件を十分把握し、的確に歩掛りを適用するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>3 公用車による交通事故等が発生しているもの</p>	
<p>公用車による交通事故</p>	
<p>《指導事項》 賠償金及び修繕費用等が1件、10万円以上の支出があるもの 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用として、2部局で2件、46万6,682円の支出があった。 (部局名) (事項数) (金額) 北見病院 1件 172,805円 羽幌病院 1件 293,877円</p>	<p>公用車による交通事故の対策については、綱紀保持の通達や交通事故等防止についての通知等で注意を喚起するとともに、各種会議や職場研修を通じて、職員の交通安全の啓発に取り組んでいます。 今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職</p>

員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止に一層努めます。